

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録 (2) (令和元年 2 定)			
日 時	令和元年 6 月 20 日 (木)	開 議	午後 2 時 30 分
		散 会	午後 5 時 58 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中村 (誠吾) 委員長、中村 (吉宏) 副委員長、高橋 (龍)・秋元・高橋 (克幸)・須貝・高野・小貫・濱本各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ちまして、開議時刻がおくれましたことについて、一言申し上げます。

本日は午後 1 時から開議の予定でありましたが、先ほど発生いたしました停電の影響によりまして開議時刻がおくれました。お待ちいただいた傍聴者の方には大変御迷惑をおかけいたしました。何とぞ御了承いただきたいと思っております。

次に、改めて御挨拶申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した中村誠吾でございます。もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、中村吉宏委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、高野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。丸山委員が高野委員に、佐々木委員が高橋龍委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○市長

お時間をいただきまして申しわけございません。

本日、正午過ぎに発生をいたしました停電の調査のため、中村誠吾委員長初め委員の皆様には、本日の予算特別委員会の開会時刻に特段の御配慮をいただきまして、感謝申し上げます。

今回の停電の状況につきましては、この後、災害対策室長より説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。まことにありがとうございました。

○（総務）災害対策室長

それでは、本日の停電情報について御報告させていただきます。

発生時刻につきましては、令和元年 6 月 20 日、12 時 16 分ごろ。発生の原因ですけれども、落雷によるものと推定です。落雷場所については、現在北海道電力株式会社の調査中ということで、確定には至ってございません。

停電の範囲ですが、後志管内全域 9 万 2,000 戸、これは確定値ということです。小樽市内については約 3 万 7,700 戸、これについては推定値ということになってございます。停電の復旧ですが、これにつきましては 13 時 03 分、市内全域復旧ということになっております。以上が北電からの、現在までの情報になっております。

そのほかにつきましては、まず、関係機関の情報といたしまして、警察情報ですが、市内信号停止するも、交通事故等については発生しておりません。

それから JR ですが、小樽駅は停電し、券売機等が停止するも、線路上の電源は確保されていたため運休はなしということで、通常運行をしていたとのことです。

中央バスにつきましては、市外線、札幌発の高速バス 1 台が信号停止により、市役所通りで運行を中止しております。乗客については、市役所通りで下車していただいたそうです。市内線につきましては、信号停止のため、停留所もしくは安全な場所での停止、待機を指示し、おおむね 5 分から 10 分程度のおくれが生じていますが、事故等は発生していなく、現在は通常運行となっております。

市有施設につきましては、被害等について報告はございません。市役所別館のエレベーター内に市民 2 名の閉じ込めがあったようです。これについては電源復旧とともに解放済みとなっております。

それから、停電による業務への影響ですけれども、別館2階税窓口関係で若干の遅延があったそうです。これは機械類が停電のため動かなかったということです。それで、別館1階の窓口なのですけれども、これについては自家発電が作動しておりますので、問題なく通常窓口の業務を行ったそうです。

それから、最後になりますが、消防の出動といたしましては、北海道地域福祉支援センターでエレベーターの閉じ込めが1名いらっしゃいましたけれども、消防到着時には停電が復旧されており、これについても解放済みということになってございます。

**○委員長**

災害対策室長は退席なされます。

(災害対策室長退室)

**○委員長**

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党の順といたします。

自民党。

---

**○中村（吉宏）委員**

ただいま報告ありましたけれども、停電に関しまして、被害に遭われた方へお見舞い申し上げ、また、市内には大きな事故の発生がないということに少々安堵しております。

**◎太陽光パネルについて**

昨日の一般質問の答弁から何点か確認をいたしますが、本日は太陽光発電パネルについて質問をさせていただきます。

事業者から住民への説明ということについていろいろ質問したのですけれども、最上の太陽光発電パネルの設置に関する問題について、本日、経緯がわかるように資料要求しております。答弁にもありまして、この資料によりますと、6月6日、事業者に対し、住民の皆さんに対して事業の説明をするよう求めたということですが、どのような内容だったのかお示してください。

**○（生活環境）環境課長**

ただいまの事業者への説明ですけれども、環境課からは、建設場所の付近は住宅が多数あり、その距離も近いことから、太陽光発電パネルの反射光による近隣住民への影響、特に反射光が室内まで入りまぶしい、室内の温度が上昇するなどといった建設への住民トラブルが発生しないように、時間変化に伴う反射光の動きのシミュレーション、予測調査を行い、反射光の影響について計画段階で付近住民へ事前に説明し、十分な理解と承諾を得た上で建設してくださいということを意見として通知しております。

**○中村（吉宏）委員**

計画段階から反射光等の影響について住民の方に説明をということですが、その計画段階ということで、どうやら事業者が住民の皆さんに対して開いた説明会においては、事業者が市に対して入札前に住民に説明を行ってよいのかと市に問い合わせを入れたとのことであるようですけれども、その際市からは入札前の説明はしないようにと言われたのだということをお話されておりました。

そのような問い合わせがあったのか、あれば内容をお聞かせいただければと思います。

**○（財政）契約管財課長**

正確な日時については記録は残っておりませんが、まず一般論といたしまして、入札前にいかにも購入することが前提で説明することは入札の公平性の観点から好ましくないものであることから、問い合わせがあった際にはそのように説明したものと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

入札の公平性というお話がありました。そういう問題もあるのでしょうけれども、入札がありましたのが、この経緯でいきますと9月3日に公告、27日に執行ということになっております。事業者は入札後にもすぐに、入札後というか落札をしたと、売買契約を締結したのが10月3日ということなのですが、この後すぐにでも住民の方に説明をするというアクションを起こせたと思うのですけれども、事業者の人は起こしてはいないようなのです。これに対して市から何か指導なり、そういったことは行ったのかお示してください。

○（生活環境）環境課長

市からの事業者への指導等ですけれども、先ほど申しあげました意見等の中で、付近住民へ事前に十分に説明するようにということで通知しておりますので、市からは改めての働きかけはしておりません。

○中村（吉宏）委員

それは6月6日にそういうお話をしたからということの認識でよろしいですか。

○（生活環境）環境課長

そうでございます。

○中村（吉宏）委員

6月6日にそういうお話をしているので、売買契約締結後、事業者は住民の方に説明をしてくれるのだろうと考えたということであると受けとめました。そして、この間いろいろやりとりがあるのですが、事業者が地先の住民の皆さんのお宅数件に事業内容の資料をポスティングしたようなのですけれども、それはいつごろなのか把握されていきますか。

○（生活環境）環境課長

事業者への聞き取りによる確認になりますけれども、9月22日に13軒にポスティングしたということで聞いております。

○中村（吉宏）委員

そのポスティングのときに、少し突っ込んで聞きますが、何かこういうことでもって住民の方に説明しますよというようなことが事業者から市に報告はあったのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

この事実を確認したのは、ことしに入って、平成31年2月4日に事業者に聞いてわかったことであります。9月22日の時点では把握しておりませんでした。

○中村（吉宏）委員

2月に入ってから確認をして、それをいつやったのかというのを把握できたということでありました。この間、きょう用意いただいた資料なのですけれども、10月5日に多分ポスティングした内容を見て住民の皆さんが不安に思い、市長宛に反対意見を提出されたと。きのうも答弁いただきましたが、その間、1月末から2月にかけてずっと住民説明会の開催を数回要請してきたということなののですけれども、実際に住民の方から小樽市に何回ぐらい開催の要求があったかというのは今把握されていきますか。

○（生活環境）環境課長

住民からは、件数は正確なものは覚えていないのですけれども、把握しておりませんが、事業者への開催要求という形で4回ほど開催を依頼させていただいております。

○中村（吉宏）委員

住民の方からの回数、何回来たのかというのは把握されていないということですよ。

○（生活環境）環境課長

正確な数字は把握しておりません。

○中村（吉宏）委員

そこで、きのうの一般質問に御答弁いただいた中で、1月29日、30日、2月5日、27日の4回にわたって、事業者に対し速やかな住民説明会の開催を要求したということなのですが、説明会の開催に至るまで時間を要しているのですけれども、それはどういうことなのでしょう。事業者とのやりとりの中も差し支えない範囲で示していただいております。

○（生活環境）環境課長

事業者のもちろん都合もございますが、町会側としても役員等を集めるのに日程調整がかかるということで、そういうことで事業者と町会の間で時間がかかったということを知っております。

○中村（吉宏）委員

では、市から事業者に対して4回にわたっての開催の要請があったということですが、それは1回目のところから、町会との日程が整わないからということで開けていないという答えが返ってきたという認識でよろしいでしょうか。

○（生活環境）環境課長

市で把握している部分としては、町会側の日程が折り合わなくておくれたというのは聞いています。ただ、業者側の都合でおくれたという事実は確認はしておりません。

○中村（吉宏）委員

この間、恐らく住民の皆さんの側からも要請、要望が上がってきていると思うのです。早く開いてほしいと、いつ開くのだと。それで事業者に小樽市から投げかけを4回も行っていると。だけれども事業者は、住民側、いわゆる町会が日程をとれないから開けないのだと。何かどうもしっくりいかないのですけれども、本当にそういうことなのかどうか、もう少し細かい事情があるのではないのでしょうか、あれば聞かせていただけますか。

○（生活環境）環境課長

今申し上げた町会側の都合もございます。それと、記録によりますけれども、事業者のほうでも最初はポスティングという形で説明会を開いたという認識がありましたので、そこから住民説明会に至るまでに若干時間を要したのではないかと推測しております。

○中村（吉宏）委員

今、推測での御答弁でした。ポスティングで説明会を開催したのではないかと推測しておりますけれども、実際にそういうことは、事業者から市に対して話があったのですか、なかったのですか。

○（生活環境）環境課長

その部分につきましては、明確な記録等はありません。

○中村（吉宏）委員

いや、これは多分、企業の名誉にもかかわってくるのだと思うのです。もしポスティングか何かで説明会というのを開いたという形にしたということであれば、これは非常に問題だと思うのです。住民の方は生のいろいろな質問をしたい。だけれども紙1枚で説明が終わったということになれば、当然事業者の対応は何なのだという話になりますし、これは非常に重要な部分なのです。

これはもう一回確認しますが、あくまで市の担当の方の側の推測ということでよろしいのですか、確認します。

○（生活環境）環境課長

事業者とのやりとりの中で、最初は住民説明会を開催する予定がなかったということは確認しております。ですので、ポスティングで済ませると推測しておりますので、そこから住民説明会に至るので、若干時間がかかったというふうに話の中で聞いております。

○委員長

説明員に申し上げます。中村吉宏委員の質問は、あくまで市の推測でしょうかという質問なのですが、お答えいただけますか。

○（生活環境）環境課長

失礼いたしました。少し推測という言葉は訂正させていただきます。申しわけございません。

事業者の方の話の中で、住民説明会を開催する予定がなかったというふうには聞いております。ですので、そこから住民説明会に至るのに若干時間がかかったということでございます。

○中村（吉宏）委員

そうであれば、このポスティングというものは、もう一度確認ですけれども、説明会を開催する予定はない。住民の方には資料のポスティングを行った。ポスティングをもって住民の方に説明をしたというような趣旨で、業者の方がそういうふうにお話をされたという経緯はやりとりの中であったのか、なかったのか、もう一回示してください。

○（生活環境）環境課長

事業者との話の中で、当初住民説明会をする予定はなかったということで聞いております。ですので、ポスティングで、それで住民への説明を終えたというふうな認識であったというふうに聞いております。

○中村（吉宏）委員

事業者はポスティングをもって住民への説明を終えたという認識であるというふうに確認をさせていただきました。

次の質問なのですが、ところで、こういった今の問題、私は一般質問の中で、これから先小樽市域内でも多く発生する可能性があるということも指摘させていただきました。それで今、事業者がこういう事業を検討している件数を知りたいのですが、市が把握している今まで建設を終えたところと、それから、これから事業を開始しようとしているところ、計画のあるところを含めて、今つくってしまったところと、これから検討しているところを含めて、分けてお示しいただけますか。

○（生活環境）環境課長

市が把握している部分ということになりますが、既に設置済みの場所は3カ所ございます。これから設置予定という部分につきましては、相談を含めて10カ所把握しております。

○中村（吉宏）委員

念のため伺いますけれども、今3カ所が既に設置、10カ所これから計画ということで、最上で発生しているような状況の住民への説明不足ですとか、住民からの不安、苦情等を含めて問題視されているというような件は発生しているのか、あれば件数をお示しいただきたいと思います。

○（生活環境）環境課長

全部の設置済み、それから、これからの予定のところも含めてになりますけれども、苦情の件数としては四つの施設で把握してございます。その中で建設反対という形の苦情につきましては2件把握してございます。

○中村（吉宏）委員

今、そういう状況がやはり発生してくるのです。住民の安心・安全を守るということを一つ重要な市の指針として挙げながら、こういうことがまた発生してくる、ここから先まだふえる可能性が私はあると思います。これに対して何か対策というのは講じていかなければならない。きょうはそういった意味で答弁からお話させてもらいますけれども、これから事業者が参入する際に市でも独自のガイドラインを検討するというのできる答弁いただきました。住民の説明についても事業者たちはずさん過ぎるのが現状なのです。まず、何せ住民の方々が情報を得る機会を確保するという意味でもやはり十分な説明は必要だと私は考えます。これは皆さんそう思うと思います。

また、住民との合意形成、これも北電とのお話を伺った中では、合意形成がまず事業を始めていく大前提だということなのです、理解を得るといことです。この理解を得るといこと、合意形成をしていくといこと、今回、最上の町域は合意などというレベルには至っていませんけれども、その住民との合意、あるいは理解を得るといことに対して市はどのような認識を持っているのかといことをお伺いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

**○生活環境部長**

今、合意形成の件で御質問がありましたけれども、市の立場といたしましては、当然限りなく100%に近い形で合意できればそれは理想的だといふふうに思っています。ただ、私どもとしても今回の件に限って言ひますと、担当からも口頭ではありますけれども、住民との合意が得られるまでは事業に着手しないでくれと、それぐらい強い言ひ方をして、事業者の方にはお話しはさせていただいておひます。今後のことにつきましては、当然今回の最上の件につきましても、事業者の方は説明会の席で100%の合意形成は無理ですとはっきり住民の方を目の前にしておっしやっているわけで、平行線のまま終わるかもしれませぬけれども、それは住民の皆さんの理解をいただいでいくように努力していきますと、そういうことを説明会でお話しされたといふふうには聞いておひます。

私どもとしましては、事業者に対しましては住民の皆さんが納得するまでしっかりと説明会なりで丁寧に説明していただいで事業を進めていただきたい、そういうふうと考えているところでござひます。

**○中村（吉宏）委員**

そういったことで、市民に寄り添う形で、これからもいろいろ注視していきたいと思ひます。またあした、規制についての質問をします。

**◎北海道新幹線札幌延伸工事の進捗状況について**

質問を少し変えさせていただきますけれども、新幹線に関連する問題です。

札幌延伸に向けた工事の進捗なのですけれども、朝里地区の工事で、住民との間で少し問題が生じているやに聞いておひます。本来、橋をかけて新幹線を通す計画を地下トンネル化してほしいという要望があるといことなのですけれども、トンネル化することは可能なのでしょうか。

**○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹**

地下化が可能かどうかといようなお話でござひますけれども、現在、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からお伺ひしている部分につきましては、高架橋からの変更、地下化への変更といことになりますと、イニシャルコストやランニングコストが高額になるといようなことのほかにも、朝里川温泉地区のこの区間におきましては、埋設管ですとか架線、そういったものの影響などから、新幹線の設置基準を技術的に満足して建設することは困難であるといことで説明を伺っておひます。

**○中村（吉宏）委員**

この地域は温泉が湧く地域ですし、地下水を利用しているところもあると聞いておひましたが、そういったところへの影響といのが懸念されると思ひるのですけれども、どうでしようか。

**○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹**

地下化による地下水等への影響といことでござひますが、まず、少し一般的な話で申ひますけれども、トンネルを掘るといようなことになりますと、周辺地での地下水位が低下すると、下がるといようなことが生じて、それによりまして周辺の井戸ですとか地下水を利用しているところでは水位といひますか、水量が減ったり枯れたりすることがあるといことでござひまして、実際に広範囲に影響を与えたケースといたしましては、九州新幹線のトンネル工事の影響と思われる減湧水が発生しているといことが報道されていることは承知してござひます。

**○中村（吉宏）委員**

いろいろと影響が出てくる中で、もし地下化したときに2030年の開業には間に合うのでしょうか、わかりますか、どうでしようか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

地下化した場合の工程につきましては詳しく存じ上げておりませんが、いずれにしても、もうトンネル工事の掘削に着手していかなければ、2030年度開業にもうぎりぎり間に合わないのだというようなことは鉄道・運輸機構からも説明を伺っております。

○中村(吉宏)委員

工事は進んでもらわなければならない。住民の一部からそういう声が上がっているということですが、住民説明会等の開催などというのはどういう状況になっているのか示してください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

住民説明会ということでございますけれども、これまでも数年にわたりまして事業説明会というのを繰り返してきております。それで、先般でございますが、いろいろな御意見が住民の方からはある中で、二つの町会がございまして、それぞれの町会の仕切りといたしますか御協力をいただいた中で、住民説明会を今月末に、工事説明会と進んでいくのですが、その工事説明会を今月末に開催する段取りが今整っているというところでございます。

○中村(吉宏)委員

では、近々住民説明会を開催するというので、その経過ですけれども、小樽だけの問題ではなくて、北海道や日本の経済、それから人的交流の問題に深くかかわりますので、鉄道・運輸機構ともしっかりと寄り添って、しっかりと進めていただくように市としても頑張りたいと思います。

---

○須貝委員

昨日お聞きできなかった点についてお聞きしたいというふうに考えております。おおむね5項目プラス1ということでお話をさせていただきます。

◎学校教育について

まず、学校の教育問題に関してでございます。

第4回定例会において、成果を上げている先進的な事例を掲載した教員向けの家庭学習に関する啓発資料の作成資料を配布、指導するとお答えいただいていた。昨日の答弁では、教育長からこのお話はなかったのですが、これについては進んでおられますでしょうか。

○(教育)学校教育支援室谷口主幹

昨年度市教委において、みずからの興味関心や課題などを考えて行う自主学習など、他都市の先進的な事例を掲載した家庭学習に関する啓発資料を作成して、全ての小・中学校の教員に配布し各学校において活用していただいたところ、自主学習に取り組む学校がふえるなど、成果が見られるようになってきております。

○須貝委員

成果が出ているというお話ですが、先進的な事例として、千代田区立麴町中学校の全員担任制の例や、期末テスト、中間テストを廃止して単元テストに切りかえ成功した事例などが報告されているようですけれども、小樽市でもこういった1校ずつ先進的な取り組みを行うようなモデル校をつくるような予定とか、お考えというのはあるのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室谷口主幹

本市においては、道教委の指定事業である学校力向上に関する総合実践事業の実践指定校を小学校3校指定し、若手教員などの人材育成や指導方法の工夫・改善など、全校が一つのチームとなった包括的な学校改善を推進しております。

そのほか、体育や道徳、英語などの推進校を指定し、外部から著名な講師を招き、公開授業や講演会を開催する

などして、その成果を広く市内の小・中学校に広げる取り組みを推進しているところです。

#### ○須貝委員

成果が出ている例もお見受けされるということで、また少しそこについては詳しく後日お聞かせください。

#### ◎不登校児童・生徒について

もう一つ、昨日の一般質問の中でも出ていましたけれども、不登校児童・生徒についてなのですが、先日、広島県の例で校内にフリースクールみたいなものを設ける事例も出ているということで、かなり成功をおさめている例を私は拝見したのですけれども、こういったことは検討されておりますか。

#### ○（教育）学校教育支援室大山主幹

不登校児童・生徒への対応についてでございますが、各学校においては教室に入れないうちの子供たちを保健室や会議室など別室で指導する取り組みを行っているところもございます。教育委員会におきましては、不登校の児童・生徒が学ぶ登校支援室を開設してございまして、個別指導や集団での活動を行うとともに、教育支援コーディネーターが学校や家庭に向向して学習支援などを行う訪問型の支援も行っているところであります。

ただいま須貝委員から、不登校児童・生徒を校内で受け入れるスペースを設置しているという先進的な事例の御紹介をいただきましたので、指導する教員の確保など実施上の課題もありますが、今後さまざまな先進的な事例を研究してまいりたいと考えております。

#### ○須貝委員

昨日の答弁で、私が考えていたよりも中学生の不登校生徒が多いということで私も衝撃を受けました。それで、広島県福山市だったと思っておりますが、その例ではかなりの生徒が学校に復帰できた例もありますので、ぜひそういった事例もまた研究いただければと思います。

#### ◎英語教育の実施状況調査について

最後に、教育に関してですが、道議会でも取り上げられたようですけれども、英語教育の実施状況の調査で北海道が全国で最下位になったと。この点に関して小樽市はどうだったのかということと、これを踏まえた英語教育に関しての方針をお聞きしたいと思います。

#### ○（教育）学校教育支援室谷口主幹

文部科学省が実施した平成30年度「英語教育実施状況調査」の結果については、文部科学省において都道府県と政令指定都市についてのみの結果を公表しており、市町村ごとの結果は公表されておりませんが、本市の状況を踏まえた取り組みについてお答えをさせていただきます。

本市においては、観光都市小樽のグローバル化を担う人材育成を目指し、小樽イングリッシュキャンプやウィンターイングリッシュスクール、小樽英語教育研究会による英検対策講座など、児童・生徒の英語への興味関心を高める取り組みを推進するとともに、来年度からの小学校英語の教科化を踏まえ、小学校英語指導者認定協議会トレーナー及び資格指導者を市内全小学校に派遣する小学校英語教育推進事業や年3回の英会話スキルアップ講習会の開催、文部科学省の視学官や道外の大学教授を招いて公開授業等、講演会を行う英語教育特別研修講座の開催など、教員の指導力向上に向けた取り組みを推進しております。

#### ○須貝委員

学力アップの方策については、今後も一生懸命アンテナを張って一緒に方策を考えていきたいと思っておりますので、どうぞまたよろしくお願ひします。この問題は人口減少対策においても重要であるというふうに捉えていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

#### ◎学校トイレの洋式化について

次に、トイレについてしつこいようですがお話をさせていただきます。

昨日は、私を含めて3名の方が取り上げていました。いかに困っているかの証左であるというふうと考えており

ます。それで、答弁では教育長から、令和2年度の学校長寿命化計画を待ってというようなお話がありましたが、その答申及び計画というのはいつ出る予定なのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

学校施設の長寿命化計画というのは、施設ごとの具体の対応方針を定める計画といたしまして、国から令和2年度末までに策定するように求められているというものになります。長寿命化計画におきましては、学校の大規模改造や改修の計画をつくるということが目的ですので、これによりまして大規模改造などにあわせてトイレの改修をするのか、トイレの改修だけを先行して行うのかといった計画を同じタイミングで立てられるものと考えておりません。

○須貝委員

わかるのですけれども、計画が出るまでに結局3年かかりましたと。昨日の答弁を聞きますと、小学校でまだ10校ほどやらなければならない。結局は1年に1校ずつ10年かかりましたというふうになりかねないなと思っております。これは先ほども言いましたように3名が取り上げたほど切実な問題であるというふうに私どもも思っていますので、前倒しをできないでしょうかという話をしているのです。

なので、ぜひ今の段階からランドデザインを描いておく。そして答申が出たら速やかに着手すると。財源についてもA案、B案、C案を考えると。こういうようなことがないと、速やかに、そして前倒しにこの問題は解決できないというふうに考えております。いかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

今、前倒しに向けてということがございましたが、確かに今年度トイレの改修が終わりましても、まだ15校ほど残るというものがありますので、その中でもまた優先順位を決めるということもありますので、あとトイレにはにのこの問題がありますから、そういったところの調査等も進めていきたいと考えております。

○須貝委員

◎小樽築港駅前バス停の問題について

それでは次にバス停の問題を1点、リマインドということでお話をさせてください。

昨日、市長から前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。利便性強化を図って、新たなバス停を設置するという答弁をいただきました。非常に力強いお言葉ですけれども、いろいろ聞いてみますと、やはりシームレスを考慮すると、若竹住宅1号棟の今の空き店舗の前しか条件が合致するところはないというふうに思っているのですが、ぜひその点での交渉をお願いしたいということをお願いしておきます。これは質問ではありません。

◎森林環境について

次に、森林環境に関してでございます。

統計上、小樽市には林業従事者は大変少数ですけれども、森林環境整備はどのように対応していく予定なのかお聞かせください。

○（産業港湾）農政課長

森林環境譲与税による森林の整備につきましては、同じく本年4月より施行されております森林経営管理法に基づきまして、北海道意欲と能力のある林業経営者というものを北海道で公募しておりまして、こちらに登録された業者から林業の事業を施行する際には候補を選定していくという形になります。

○須貝委員

その業者というのは、今めどが立っているといえますか、この小樽市では該当するような業者はあるのですか。

○（産業港湾）農政課長

現在登録されておりますのは、後志管内で23事業者、このうち小樽市内で事業を営んでおります事業者が1社ございます。

### ○須貝委員

1社ということで、今後の森林保全を考えると非常に厳しい状況で、他の後志管内の業者をチョイスするケースも出てくるのだというふうに思いますけれども、この先ずっと小樽の業者で賄えない状況が続いていいのかどうかという問題で、森林保全能力を持つ方を育成するとか、また、そのノウハウを持つ方々を市で採用するとか、こういったことは考えられておりますでしょうか。

### ○（産業港湾）農政課長

まず、林業の従事者が減少している中で、小樽市内に本籍を置いておりますのは、この事業者を含めてですけれども皆さん広域で活動をされております。まず、こういった広域で活動されている事業者に対して委託して事業を行っていくことは効率的に事業を行っていく上で必要であるということで、考えているのは一つでございます。

あと、職員の採用の件につきましては、こちらにつきましても森林に関する技能、知識を持った職員を採用することによって、専門性を持った取り組みを供用できるかもしれませんが、実際に現場での作業というのは、それなりの人工が必要な作業になりますので、こういったことを考えますと事業者に頼らなければならないということから、直接雇用するというのではなく、連携しながら適切に当たってまいりたいというふうに考えております。

### ○須貝委員

私はこの森林保全、それから国土の保全というのは、国防上も大変重要であるというふうに捉えておまして、非常に強い関心を前から寄せているところでございます。以前、その土地所有者不明の森林の問題ですとか、それから外国人による森林の買収問題に関しても、大分専門家の方からもお聞きする機会がありました。次世代にこの土地を受け継いでいくためにも、この問題は非常に重要だというふうに考えています。

それで、平成28年5月11日の産経新聞に海外資本による森林所有状況が掲載されておりますが、その中で小樽市も11ヘクタール、27年12月現在とありますけれども、森林所有者の報告がなされておりますが、これについては市としては把握されておりますでしょうか。

### ○（産業港湾）農政課長

本市におきます外国資本による森林の買収等に関する状況ですけれども、今委員がおっしゃられた新聞に掲載されている情報につきましては、農林水産省が毎年行っております森林法に基づく届け出情報、それから国土利用計画法に基づく届け出情報、不動産登記法に基づく届け出情報等から都道府県を通じて把握したもので、平成18年以降に毎年発表されている情報ももとになっているかと思えます。

本市における保有者の状況ですけれども、委員がおっしゃられた1件、こちらは27年の調査時に計上されているものでありまして、現在も1件であるというふうに理解しております。ただ、29年の時点でこちらの数値が11ヘクタールから8ヘクタールという形で修正されております。理由については少し不明であります。引き続き本件も含めて、こういった情報の把握について努めてまいりたいと考えております。

### ○須貝委員

ぜひ状況把握、よろしくお願ひ申し上げます。

何度も申し上げますが、これは国防上も私は大変重要であるというふうに捉えております。水源の周りの土地所有とかそういう問題も含めて、今極めてナーバスな問題ですので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

### ◎観光について

次に、観光に関して1点お聞きします。

昨日、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に関してお聞きしましたけれども、本日は大型クルーズ船、ここに関して少しお聞きしたいと思えます。

昨日の答弁では、本年度は29回の来船があると答弁がございましたけれども、大型クルーズ船の歓迎に関して、小樽市としてイニシアチブをとって何かしているということはありませんでしょうか。また、ほかの都市の歓迎セレ

モニターというのは把握できているのかどうかお聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

まず、大型クルーズ船の歓迎に関して、市の取り組み、イニシアチブをとっての取り組みといたしましては、初寄港のクルーズ船については歓迎式典の実施、小樽港クルーズ客船歓迎クラブ会員を中心としました入出港時の出迎えと見送り、潮太鼓やタヒチアンダンス、周辺自治体のゆるキャラの着ぐるみによる歓送迎パフォーマンス、臨時観光案内デスクの設置、通訳ボランティアによる英語での観光ガイド、あとは物産販売ですとか外貨両替所の設置などを行っております。

他都市の状況の把握ですけれども、まず、函館港では高校生による通訳ボランティアの観光ガイド、また、はこだてクルーズサポータークラブや、市民・幼稚園児などによりますよさこいや函館のいか踊りで見送りなどがあります。室蘭港におきましては、ブラスバンド演奏や、こちらもよさこいの見送り。釧路港では、市民によるお出迎えや沿岸での観光インフォメーションの設置、物産品の販売、こちらも着ぐるみによる歓迎、よさこいや傘踊りという踊りがあるようなのですけれども、傘踊りでの見送りなどについて把握をしております。

○須貝委員

函館の例を申し上げようかと思ったのですけれども、きちんと把握していただいているということなのですが、先日、テレビ番組ですけれども、日本全国のクルーズ船の誘致の、争奪戦の番組をやっておられました。それで函館が出ていまして、幼稚園児の歓迎、高校のブラスバンドによる船内での演奏、おもてなし、そしてさらには高校生の通訳が観光客について市内を観光して歩く、このような姿が出ていました。私はそれを見たときに、小樽もそういう高校生とか中学生の、まさしく英語で通訳する。これは先ほど英語の教育もおっしゃっていましたが、こんなことも非常に有効ではないかと思って見ておりました。

加えて港湾関係者の方からいみじくも言われたのですけれども、客船が入る、小樽はどうもおもてなしの歓迎の度合いがほかの都市に比べて弱いのだよなというお話もたまたま耳にしたものですから、きょうこのお話をさせていただきました。ぜひ、経済効果が大変大きいクルーズ船ですので、来ていただいたお客様に小樽を印象づけるためにも、このセレモニー、工夫ある、小樽の独自性のあるものにしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

小樽の今後の取り組みですけれども、これまでの取り組みを継続することとともに、日本文化体験ですとか太鼓演奏体験、そのほかにも体験型観光の新たな企画などについて発掘し、また、他都市のセレモニーも参考にしながら寄港地としての魅力づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○須貝委員

◎漁業問題について

それでは最後に、漁業問題に関して1点だけお聞きします。

本当に小樽から魚の灯を消すということの事態のないようにと、非常に危惧しているところであります。1点、きょうは就業者に関してお聞きしたいのですが、今、各漁業協同組合に聞きましても危機的な状況にはないというふうに聞いております。しかしながら、漁業者の高齢化も踏まえて、将来的な展望をする上で、少なからず危惧するところであります。それは新規就労者の確保と育成という問題です。昨今の人手不足、外国人労働者に関する報道を見ますと大変不安になります。経験を持つ、ノウハウを持つ方がいるうちに次世代へ継承する。これを踏まえて、こういった新規漁業就労者への就業支援、研修支援、給付金等について今から準備する必要があるというふうに考えますが、御見解をお聞かせください。

○（産業港湾）水産課長

ただいま御質問のありました漁業就労者への取り組みにつきましては、組合などと連携を図りながら、次世代を

担う後継者に対し水産資源への意識力の向上を図るため、先進地の漁業者と交流機会を設け、水産物の資源状況や保護についての研修会への参加に対して支援をしております。今後にいたしましても、次世代を担う後継者育成のために関係機関と連携しながら育成支援などに努めてまいりたいと考えております。

○須貝委員

ぜひ、よろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の交代がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

○高橋（龍）委員

◎地域福祉計画について

まず1点目に、地域福祉計画についてお聞きをいたします。

前回、第1回定例会の一般質問で取り上げさせていただきまして、今年度から福祉部内に担当主幹が配置されていることに市長の前向きな姿勢が見えて非常に心強く感じます。また、今後の動きも早速お示しをいただきまして、補正予算も計上されてきましたので、それにもかかわって幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、本年度の動きといたしまして、アンケート調査を行うということを伺いました。このアンケートの枚数と配布の方法、また、調査の対象者についてはどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○（福祉）菊地主幹

アンケート調査ですが、市民2,000人を無作為抽出して郵送配布、郵送回収の方法によりまして実施する予定です。調査の対象は、市内在住の18歳以上の方と考えております。

○高橋（龍）委員

このアンケートの送付数決定のプロセスとして必要なのは、市として分析に足るだけの回答数をまず設定すること。それを想定される回収率で割り返すということで、必要総数が今お答えいただきました2,000枚という、この枚数が出てくるのだというふうに考えますが、そのような捉えでまずよろしいでしょうか。つまり、先ほどお聞きしたアンケートの送付数と回収率、そして市の求める、望む回答数に整合性がとれているかということですが、いかがでしょうか。

○（福祉）菊地主幹

分析に必要な回答数でございますが、小樽市の人口規模で言うところだと400ということになりますので、最低でも回答率20%で400とれるように配布数を2,000人で設定しており、整合性を図っているところでございます。

○高橋（龍）委員

そうですね、今お答えいただきましたように20%の回収率を見込んで400とれると。これが有効な数であるということを理解いたしました。

次に、アンケートを行う趣旨及び内容について、設問の方向性としてどのようなことを調査するのかということの御説明いただきたいのですけれども、また、加えて記名式なのか無記名なのかということもあわせてお示しください。

○（福祉）菊地主幹

アンケート調査の趣旨、内容ですが、市民が地域で暮らす上での課題ですとか地域での活動の実態、あるいは福

社に対する意識などについて把握をして、計画策定の基礎資料としたいと考えております。また、記名式、無記名式のどちらで行うのかということですが、無記名式のほうがアンケート回答へのハードルが下がると考えておりますので、無記名式で実施したいと考えております。

○高橋（龍）委員

次に、以前も議会でお話をさせていただきましたけれども、他市においては、多くは既にこの計画を策定済みです。市域、市区に限っては90%ぐらいというデータもありましたけれども、ポジティブに捉えれば、おくれた分参考にできる事例も多いと考えます。このアンケートを行うに当たっても、ほかの地域において有益であったものを取り入れていただきたいと考えるのですけれども、つくるに当たって参考にされる都市というのはありますでしょうか。

○（福祉）菊地主幹

アンケート実施に当たり参考にする都市ですが、道外なのですけれども、愛知県岩倉市が地域福祉計画のアンケートということではなくて、「しあわせ」と「安心」のまちづくりに関するアンケートと、そういう名前で実施していきまして、アンケートとして市民みずからが幸せなまちづくりを考えるきっかけとしているということがありますので、設問を含め参考にしていきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

今、岩倉市の例を挙げていただきました。福祉はまさに幸せという意味合いですから、ネーミングも妙だなと思います。ぜひ参考にできるところを取り入れていただきたいと思います。

同時に地域福祉計画でありますから、小樽市の独自性というのも勘案した設問が必要であると考えています。小樽市の地域的な課題も盛り込むような方向で考えておいででしょうか。例えば、高齢化率の高さであるとか出生数の少なさ、または山坂の多さといった地形的なものなどに起因するようなことについても課題抽出を行うのかという意味ですが、いかがでしょうか。

○（福祉）菊地主幹

地域課題を把握する際には、委員が御指摘のような高齢化率の高さであったり、出生数の少なさであったり、地形的なものに起因する地域課題が当然出てくるかと考えております。広く把握した課題が、そういった小樽の独自性に起因するものなのかどうかということも把握できるような説明を工夫してやっていきたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

それでは次に、市内をさらにブロック分けするということは考えていますでしょうか。例えば、地域包括支援センターに対応する地域区分などで、どこに居住しているのかを書いていただくことでさらに細やかなデータになると思いますが、この点、今のお考えをお示してください。

○（福祉）菊地主幹

市内のブロック分けについてですが、やはりある程度地域ごとの特徴を把握できればと考えておりますので、地域包括支援センターに対応する日常生活圏域の考え方もございますが、地域福祉計画においては小樽市総合計画と同様の9圏域にブロック分けすることを考えております。

○高橋（龍）委員

それでは、そのアンケートの回答に関しての記載例であるとか、具体的にどういった意見が欲しいのかということも工夫するというのも考えていますでしょうか。

○（福祉）菊地主幹

もちろん市民の中にはアンケートが届いてもどのように書いていいのかわからない、悩む場合があると思いますので、例示などを記載することによって回答しやすくする工夫をこれから考えていきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

ぜひ考慮していただければと思います。

次に、アンケートで回答いただいた物のまとめ及び分析というのはどなたがどのような形で行うのでしょうか、外部に委託をするのか、または担当部署で行うのかということですが、いかがでしょうか。

○（福祉）菊地主幹

アンケートの回答のまとめや分析ですけれども、委託をせずに直営で実施をしたいと考えております。

○高橋（龍）委員

直営でということ、大変な作業になるかと思いますが、よろしく申し上げます。

ここで知的障害のある方であるとか、または識字が困難などの発達障害、視覚障害など、アンケートへの回答が難しいケースがあるということも想定していただきたいと思います。ケースによって、御意見を伺うのは必ずしもアンケートに限らなくてもよいとも感じますけれども、障害のある当事者からの意見の計画への反映の方法というのはどうされますか。

○（福祉）菊地主幹

委員の御指摘のとおり、アンケートの回答が難しい場合ということも当然想定されますので、障害のある当事者からの意見につきましては専門職の団体へヒアリングを行うこととしておりますので、そういった機会を捉えて把握をしていきたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

専門職の方々などからできるだけリアルな意見というのを反映できるようにヒアリングを行っていただきたいと思います。

アンケートに話を戻すのですが、このアンケートのボリュームについてですけれども、大体何問ぐらいで、回答に要する時間というのはどの程度を見込むのでしょうか。また、回答方法ですけれども、選択式または記述式、設問に応じて使い分けるといったイメージでよろしいのでしょうか。

○（福祉）菊地主幹

アンケートのボリュームについてですが、他市の例を見ると大体30問ぐらいが多いです。回答者の負担を考えると、若干少なくできればとも考えております。設問は、これからさまざまな方々の意見を参考につくりますので、回答に要する時間は未定なのですが、そこは意識してつくりたいと思っておりますし、アンケートの回答に要する時間は目安として調査票に記載していきたいと考えております。また、委員のイメージどおり、選択肢と記述式は、適宜設問に応じて使い分けのことを考えております。

○高橋（龍）委員

回答に要する時間が余りに長過ぎると回収率にも響いてくると思いますので、できるだけ効果的な設問で考えていただきたいと思います。そして、その中に自由記述の欄というのは設けるのでしょうか、直接的に関係のない意見の取り扱いなどについてはどうしていきますか。

○（福祉）菊地主幹

自由記述のものは、やはり地域課題を把握する上では非常に重要と考えておりますので、まず設けていきたいと考えております。直接的に関係のない意見が寄せられることも想定されるのですけれども、そこはやはりきちんと受けとめて、個々の状況に応じて考えていきたいと考えております。まずはそういった直接的に関係のない意見がそもそも出ないように、設問の趣旨を理解してもらえようように例を示したりすることで工夫をしていきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

では次に、来年2月に講師の方を招いてセミナーを実施予定という計画もお示しをいただきました。補正予算の

可決後でない正式にブッキングというのはできないとは思いますが、どのような内容で、セミナーに参加される方は誰を対象に行うということを今の時点で考えているのかお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）菊地主幹

セミナーの内容につきましては3点の目的を考えております。1点目は、まず、地域福祉計画はどのようなものか知っていただくということ。それから2点目は、小樽市でも策定が始まったというアナウンス。3点目は、多くの方に対してこの計画策定への参画を呼びかけるということになります。

講師は、計画策定に携わる学識経験者をお願いできればと考えていますけれども、まだ人選はしておりません。

セミナーの参加対象ですが、特に制限せず、市民誰もが参加できるものにしていきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

まず、このセミナーにも多くの方にお集まりをいただけるように周知の方法なども工夫をしていただければと思います。まだ始まったばかりの計画策定ですけれども、今お答えいただいたようにロードマップもしっかり示していただけていますので、大きな遅延も生じないのだろうと期待をしているところであります。また、アンケートに関しても、出てきたもの、他市の内容ともし比べることができたりとかすれば、また少し深めることができるのかと思いますので、そういったことも少し考慮いただければと思います。まさに地域住民の福祉向上に向けて今後も御尽力をいただくということをお願いしまして、次の項目に移りたいと思います。

◎公園駐車場の利用について

2点目、公園駐車場の利用についてお伺いをさせていただきます。

まず、小樽市内の都市公園においては、駐車場が併設されているものも複数あると認識をしております。昨今、車移動の方も多く見られて、特に大きな規模の公園となるとさまざまな用途でも使用されますから、利便性を確保するという観点からも、駐車場は有用な機能であると考えています。その利用に関して幾つかお聞きしたいのですけれども、一つ目、都市公園の駐車場の利用に関して、小樽市の条例上ではどのように規定をされているのかお示しいただけますでしょうか。また、その規定というのは都市公園法を根拠法令とする小樽市都市公園条例、この中にあると考えてよろしいのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

駐車場の利用に関しては、市公園条例の規定はございません。あと、都市公園法にもございません。

○高橋（龍）委員

では、根拠となる条例等に明記されていないという押さえですね。例えば、利用に関して条例の中に罰則を設けている部分もあると思うのですが、どのような場合に適用されるのでしょうか。また、過去に市内でそうした事例というのはありましたでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

罰則規定は、届け出をしないで許可の必要な行為、土地及び公園施設を損傷する行為等、制限行為や禁止行為を行った場合で5万円以下の過料に処するとされております。過去の事例については、ここ5年間調査をいたしました、事例はございません。

○高橋（龍）委員

基本的に禁止行為であるとか何かを破損するとか、そういったことがあった場合に適用されるものだと理解をいたしました。なぜこのような質問を行ったかといいますと、市内の公園の駐車場については不適切な利用があるというお話をお聞きいたしました。罰則までいなくても、公園緑地課で指導に当たったケースというのはどのくらいあるのでしょうか。今この場で特定を望むわけではないので、差し支えない範囲でお答えいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

過去5年間で工事車両、一般車両等に対して、4回の駐車場の利用に関して指導したケースがございます。

○高橋(龍)委員

今お答えをいただきましたけれども、指導を行う場合、見回りにおいて発見するというのが多いのでしょうか、それとも例えば地域の方からの情報提供というのが主になるのでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

地域の方からの情報が主になります。

○高橋(龍)委員

それでは次にお伺いいたしますけれども、本市において何らかの違反行為が見られた場合の情報提供に際しては、情報を提供する側、つまり住民の方からは氏名等を明らかにしていただかなければならないというようなものでしょうか。公園を例にするとどうですか。

○(建設)公園緑地課長

公園においては違法駐車だけではなく、さまざまな要望、苦情を随時受け付けております。まず、情報提供者への内容の再確認と措置や対処方法に関して時間を要するというものがありまして、改めて報告が必要になるケースが多いことから氏名をお聞きしているところであります。しかしながら、匿名の通報者もしっかりと受け付けております。

○高橋(龍)委員

今後、より一層適切な駐車場利用を促すためにできることはどのような対応だと考えていますでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

不適切な利用者の方には、車のフロント部分に注意文書を挟み込んだり、マナーの向上のために引き続き注意喚起を行っていくことと思っております。

○高橋(龍)委員

文書等でも指導を行うということで、市民の憩いの場としての公園の駐車場ですので、適切に利用していただけるように、また、見回りの際などに過去問題のあった場所も注視していただくなど、少し気を配って適切な駐車場利用を促していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

◎遊休資産の売却について

3点目、遊休資産の売却についてお伺いをいたします。

まず、小樽市収支改善プランの中に収支改善に向けた取り組みについて書かれていますが、歳入増加策として市の資産の有効活用、遊休資産の売却により年間5,000万円の効果額を見込んでいます。その5,000万円の効果額というのは、従前の遊休資産売却等に上乘せをするという捉えでよろしいのでしょうか。

○(財政)津川主幹

収支改善プランにおける資産の有効活用、遊休資産の売却の項目における効果額5,000万円は、従前の売却額等に上乘せという考え方ではなく、単年度ごとの目標額であります。

○高橋(龍)委員

単年度ごとということですが、年度によってばらつきが出てくると思いますけれども、大きな施設等が売れた場合なども含めて、ならしで5,000万円ということなのでしょうか。それともあくまで毎年目標として達成を目指すということなのでしょうか。

○(財政)津川主幹

遊休資産の売却などについては、売却可能な資産の有無などにより年度によって大きく変動しますが、平成25年度から29年度までの過去5年間の財産売却収入の決算額の平均が約4,400万円であり、今後の売却予定、活用が可能

な施設の検証を行う中で、達成を目指す取り組み効果額として5,000万円の効果額を設定しました。

○高橋（龍）委員

今本市で認識している遊休資産の中で、これから入札を予定している物件というのは何件、幾らぐらいの金額がお示しいただけるものでしょうか。その中で目玉といたしますか、大きなものがあればお示しください。

○（財政）契約管財課長

今年度につきましては、広報おたる6月号に掲載しておりますが、3件の財産を売却する予定でございます。また、金額につきましてはまだ決まっておりませんが、9月の広報おたるで詳細をお示しする予定でございます。また、そのうち目玉といたしますか大きいものとなりますと、面積で申しますと新光の土地が一番大きいものと考えております。

○高橋（龍）委員

新光の土地、多分旧新光共同調理場の跡地かと思えます。遊休資産の売却に当たって、その価格というのは誰がどの場で決めているものでしょうか。というのも、先日来話題になっています再生可能エネルギー関係の事業者においても、市営住宅跡地を落札して事業に当たるという企業もあるということです。その落札価格に関して、土地の坪単価で換算すると、印象として相場よりも随分安い価格ではないかというふうに捉えるのですが、これは外部の不動産鑑定士等の意見も聞きながら試算した数字なのか、もしくは庁内のみで決められているものなのか、いかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

市が財産を売却する場合におきましては、副市長を委員長といたします小樽市市有財産等評価委員会において決定しております。その金額につきましては不動産鑑定士に不動産鑑定を依頼し、その不動産鑑定評価書をもとに決定するものでございます。先ほどの3件につきましては現在鑑定評価中でありまして、それが終わり次第評価委員会を開催して金額を決定する予定でございます。

○高橋（龍）委員

では、今の御答弁で言うと、市の土地の売り払いの金額の相場というのは不動産鑑定の評価書が来ているから、相場は今の地価として妥当なものであると捉えてよろしいですか。

○（財政）契約管財課長

不動産鑑定士の依頼書では評価標準額がございまして、それをもとに、その土地の形状によってここは何%引くとかいような鑑定が全てついております。また、近隣の売った土地の売買代金、こういうのを参考に、それらをもとに評価価格が出ているものですから、我々は適正なものと判断してございます。

○高橋（龍）委員

例えば、くだんの最上の市営住宅跡地について、昨年9月に1,611万円で落札をされました。その前の年に提示していた金額が約1,830万円だったと思いますが、それよりも200万円以上も下がっているのです。1年間でさらに値下げを行った理由についてお示しいただけますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

平成29年度と30年度で約200万円下がった理由ということでございますが、先ほど申し上げたとおり、市が売却する際には市有財産等評価委員会を開催いたしまして、不動産鑑定をして行います。今回のケースにつきましても毎年不動産鑑定を行います。そのため、今回4区画あるのですが、それぞれ平方メートル当たり約220円から260円ほど時点修正といたしまして減額となっております。それを総合いたしますと約200万円減額ということになってございます。

○高橋（龍）委員

入札においては都度見直しをしていると確認をさせていただきました。確認なのですけれども、簡潔に言うと1

年間で当該土地はもう十数%ぐらいですか、地価というか価格が下落しているということによろしいのでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

あくまでも個々の売却する土地についての時点修正ということですので、これは必ずしも近隣のところが下落しているとはつながらないかと思えます。あくまでも不動産鑑定士の行いました不動産鑑定書に基づいて算出しているということでございます。

○高橋(龍) 委員

先ほども述べたとおり、市の所有していた土地を販売した後にそこで行われようとしている事業について住民反対が起こっているというのは、この間ほかの委員の皆さんの質問からも明らかになっているわけです。先ほど中村吉宏委員への御答弁でも出ていましたけれども、市が把握している太陽光発電に係る反対が2件あるというふうにお示しいただきました。これは私が知る限りどちらも市営住宅跡地なのです、最上と塩谷なのですけれども。そうした問題が起こった際の備えとして、小樽市が契約の際に買い戻しの特約を条件に付すのは可能でしょうか。また、今後、住民とのトラブル回避、または安心・安全の確保、このためにもそうしていく考えはありませんでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

現在取り交わしております契約書におきましても、契約の解除という条項はございます。ただ、これについては役員が暴力団の構成員であるとか、暴力団に実質的に関与しているとか、そういった条項になってございます。なので、そういう条項を入れるかどうかということは、入れることは可能かと考えております。

ただ、一般論といたしまして、ある一定の条件を付して売却する場合は、それに違反した場合については解除する条項が必要だというふうに考えてございますが、今回のように特に条件を付さない契約が成立したものに付きましては現時点では必要がないものと考えておりますけれども、その必要性については今後研究してまいりたいと考えております。

○高橋(龍) 委員

後段のところ余り理解できなかったのですけれども、今後において考えていただけるのかどうかというところなのです。現状ある契約解除の話ですが、暴力団、反社会的組織には売れない、それはもちろん当たり前だと思います。ただ、こうした住民とのトラブル回避という観点からも、今後市の土地、公共施設を売却していくに当たって、ましてや年間5,000万円を今後見込んでいかなければならないという中で、こうしたトラブルが起きないとも限りません。先ほども申し上げたように2件ある太陽光発電の反対に関して、2件とも市の所有していた土地の売買に関して、その後起こっているということですから、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思いますが、改めて少し整理して御答弁いただいてもよろしいでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

わかりづらい答弁で申しわけございませんでした。

研究するというのは、現時点ではそういうことは取り組みませんが、今後、他市の状況だとかいろいろな事例を調べて、その必要について取り入れるものかどうか考えたいと考えています。

○高橋(龍) 委員

ぜひ前向きに考えていただきたいと再度強く申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時55分

再開 午後4時14分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○高野委員

◎旧国鉄手宮線について

まず、旧国鉄手宮線についてお伺いしたいと思います。

ここ旧国鉄手宮線は北海道で最初の鉄道開業間の一部でもあって、北海道の開業の極めて貴重な線路です。現在は廃線の後、ほとんどが保存されて線路も残っており、歩きやすく舗装して散策路としても整備をしているのですが、そこで伺うのですが、この散策路はどれぐらいの方が通行しているのか市で把握されているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

観光客を初め、多くの方々に利用していただいているところではありますが、人数までは把握しておりません。

○高野委員

人数までは把握していないけれども、多くの方が利用されているということでした。

散策路のベンチや椅子について伺うのですけれども、寿司屋通りから中央通りまで510メートル、ベンチとかスツールですとかは何カ所ぐらい設置されているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

中央通りから手宮方向でしょうか、それとも全ての……

（「510メートルの」と呼ぶ者あり）

ベンチ類で、シェルターの中の2基を含めまして22基でございます。あと、中央通りから寿司屋通りまでの間はベンチが13基でございます。

○高野委員

ベンチが13基ということなののでしょうか、済みません、もう一度お願いします。

○（建設）公園緑地課長

済みません、わかりにづらくて、整理申し上げます。中央通りから手宮方向の部分でございます、その部分がシェルターの平ベンチ2基を含めまして22基のベンチとスツールがございます。あと、中央通りから寿司屋通りまでの間、このベンチが13基でございます。

○高野委員

寿司屋通りから中央通りまではベンチが13基で、手宮までが22基ということだったと思います。では、中央通りから手宮川通り、手宮線整備事業区間1,096メートル、この区間で言ったらどのぐらい設置されているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

22基でございます。

○高野委員

22基ということなのですから、中央通りから手宮川通りまでの椅子やベンチが少ないのかというふうに思います。特に、お話があったのですけれども、510メートルに13基で1,096メートルに22基ということなので、もう少しふやせないのかと思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

中央通りから手宮川通りまでの間なのですが、確かに間に市道がそれぞれ入っている部分にベンチとかスツール

を設置してございます。一部足りない部分もございまして、利用状況とか、あるいは市民の要望など、推移を見ながら検討してまいりたいと思います。

○高野委員

実際市民から、よく散歩とかするけれども、もう少し椅子とかが欲しいというお話も聞かれますし、散策路付近に住んでいる方にもお話を伺ったら、1日100人前後は買い物などでも、観光客の方もそうですけれども利用しているというお話も伺いました。多くの方が利用しているということなので、前向きに検討していただきたいと思いません。

◎消費税について

次に、消費税についてお伺いしたいと思います。

代表質問でも取り上げさせていただいたのですが、市長は消費税の引き上げについては社会保障の財源を確保するから仕方がないと。そして、家計消費に与える影響は可能な限り軽減は国にしてもらいたいような答弁だったかと思えます。では、市長はこれまで消費税増税も社会保障に充てられて、家計消費に与える影響が軽減されてきたと、そういうお考えなのでしょうか、お答えください。

○（総務）総務課長

消費税につきまして、家計消費に与える影響が軽減されてきたと考えるのかという問いだと思うのですが、その点については明確なことを申し上げるのは難しいと考えております。

○高野委員

申し上げるのは難しいということなのですが、どうして難しいのですか。

○（総務）総務課長

市として、消費税によって家計消費に与える影響というものを公的に試算したこともございませんので、そういう意味でははっきりしたことを言うのは難しいのかというふうに考えております。

○高野委員

消費税は、そもそも消費税が5%から8%になって9兆円ふえたわけなのです。でも、社会保障に回ったのはわずか6分の1程度しか回ってなくて、毎年の予算編成で社会保障に自然増0.5兆円抑え込むなど、むしろ社会保障の削減をしているわけです。家計消費に与える影響も国がしっかり対策を行っていたら、国内総生産の6割を占める個人消費が消費税8%以降、増税前の水準を一度も回復していないとかという話はありませんかと思うのです。そうは思わないのでしょうか、市長。

○（総務）総務課長

繰り返しの答弁になるかもしれませんが、明確に市として家計消費に影響を与えているのか、いないのかということと言うのは、やはり明確に申し上げるのは難しいかと思えます。

○高野委員

申し上げることは難しいというお話だったのですけれども、でもやはり、この間の質問、議論でも市長は影響があるということもお答えしていますし、実際に市内で店舗をされている方にお話を伺っても、本当に消費税というのが負担になっていると、さらに上げられたら本当に店をやっていけないというお話も伺っています。

本市にとっても、やはり10%の増税になってしまったら、小樽市の市民1人当たりの所得が道内でも低い本市にとっても必ず影響が出ると考えます。だからこそ、市民の暮らしをしっかりと守るためにも、国に対して今上げるべきではないと、きっぱり国に対して言うべきなのではないかと思えますが、その点についてお答えください。

○（総務）総務課長

本会議での答弁の繰り返しになる部分があるかもしれませんが、消費税、そもそもの目的が社会保障と、それから少子化対策と、こういう財源に充てるためということなので、今後少子高齢化がますます進んでいく

と、そういう進んでいく中で社会保障ですとか少子化対策に関するニーズというのはどんどんふえていくのだらうと思います。その中であって消費税を引き上げることについては、その趣旨としてはやはり理解できるものがございます。したがって、税率の引き上げをやめるように国に求めるという考えは持ってございません。

#### ○高野委員

持っていないって、反対の声もすごく今高まっているのです。そもそも消費税が導入されて30年たっていますけれども、国民が支払った消費税の372兆円よりも、大企業や富裕層に減税したり、所得税、住民税の減収のほうが消費税の収入より上回っているから、そもそも社会保障がよくなるわけではないのです。だから10%になったら大企業や富裕層は潤うかもしれませんが、市民に対して本当に大きな影響を与えることになると思います。

つい先日も共産党の控室で市民の方がお話されていましたが、今でも本当に8%になっておかずを減らしたりとかして何とか暮らしている状況だと、本当に増税されたら大変なのだというお話も伺っています。こういう観点からも、やはり国に対して市民の暮らしを守るという立場からも、しっかり国に言わなければいけないのかと思います。しかし答弁は繰り返しの答弁だと思いますので、ここでやめたいと思います。

#### ◎国立小樽海上技術学校について

国立小樽海上技術学校に移ります。

市長は、海上技術学校存続のためには一定の負担はやむを得ないという話をされてきました。一定も何も、どのぐらいの負担になるのかわからない。そして、強引に市民負担をしていくというのはやはりおかしな話なのではないかと思います。仮に道から譲渡されたとしても、海技教育機構からどのぐらい賃貸料を出してもらえるのか、そういうことをまだわかっていないのです。なのに、やはり海上技術学校を残すために何でも市が行うということに、こういうことにならないのでしょうか、その点をお答えください。

#### ○市長

代表質問で御質問いただいたときに、私の答弁も少し言葉が足りなかったなというふうに思っているのですけれども、一切切切海技教育機構に対して小樽市が負担するということではないのです。答弁の中で申し上げましたけれども、海上技術学校として、短大として使う面積というのは今25%から30%と見込んでおります。その25%から35%に当たる賃料というのは、小樽市の財産の規則によっていただくことになっておりますし、共通にかかわる経費については、使用部分についても案分していただくということで協議をしておりますので、何から何まで海技教育機構に対して私どもが負担するということでもありませんし、それ以外に対しても申し上げるべきことについてはしっかりと申し上げていきたいなというふうに思っております。私の答弁も足りなかったなというふうに反省しておりますけれども、現状はそういうことになっているということでございます。

#### ○高野委員

申し上げるところはしっかり申し上げていくということなので、しっかり申し上げていただきたいと思います。

#### ◎北海道新幹線について

次に、新幹線について伺いたいと思います。

これからのまちづくりに関して、やはり市長は新幹線事業も市内企業の復興や税収につながっていくというようなお話もされてきました。新幹線が来ることによってどのぐらいの経済効果が生まれ、どのぐらいの税収になるという見込みなのか、もし示せるのでありましたらお答えください。

#### ○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

現状のところ数値的にこれぐらいだ、幾らぐらいだというようなことで経済効果を示している数値はございません。

#### ○高野委員

ないということでした。では、新小樽（仮称）駅には1日に何本の新幹線がとまるという予定なのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

実際に駅に何本の列車がとまるのかという部分につきましては、新函館北斗駅の事例もそうですけれども、開業の数カ月前にならないとJRのダイヤが組めないということで、確定するような部分では、現状では何本とまるのかというのは明確にされてございません。

○高野委員

いや、そうなのです。だから、わからないのですよね。だから、経済効果もまだわからない。それで、数カ月前にならないとダイヤもわからないということなのです。それで、代表質問でもお伺いしたのですけれども、新小樽(仮称)駅の利用者数について質問をしたら、700人から1,600人の想定は多分変わらないだろうと、そういう市長答弁だったと思います。変わらないのであれば余計に疑問なのです。2014年の函館本線の1日乗降客数は、朝里駅が620人、南小樽駅が3,556人となっています。新小樽(仮称)駅は、朝里駅を利用している方にプラス100人くらい、そして南小樽駅の利用者数の半分ほどしか利用しない駅に多額のお金をかけようとしているというところに市長は本当に疑問を持たないのでしょうか。その点をお答えください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

利用者数、多額のお金という部分でございますが、これは答弁したように、今言った1日の利用客数、それぐらいの範囲という部分でございますけれども、年間で例えますと30万人から60万人というようなことで想定してございます。それを1日に押しなべますと先ほどの700人から1,600人になりますけれども、今言った30万人から60万人ですが、60万人という数字でいきますと、銭函駅ですとか小樽築港駅ですけれども、それが平成29年の数値は70万人ほどですから、そういった中でいきますと、答弁でも申しましたように過大にならない適正な範囲ということの中で整備していけば、これは先ほど申したように、適正な部分、小樽のまちづくりに資するような形で進めていけるものだというふうには考えてございます。

○高野委員

やはり整備をしていっても、だから700人から1,600人は変わらないだろうと言われているのです。市長は、小樽駅が小樽の玄関口ということも言っていましたけれども、小樽駅で言えば1万7,500人を超えています。小樽駅でもエレベーターがない、南小樽駅もこの新小樽(仮称)駅よりも利用している方が多いのかかわらず、レンタカー、こういうところもないわけです。しかし、こういう利用が少ないだろう、南小樽駅より利用が少ないだろうと言われているそういう駅には、レンタカーやいろいろなものを設置しようとしている。市民アンケートでも、頻繁に利用するという方はわずか3%にしかとどまっていない。そして、そういうところにまだ未確定な部分がたくさんある、課題もあるところに最低でも約10億円はかかると言われているところに、何でそこまでしようと、活性化になるのだと、そういうことが言えるのか私は疑問でしかありません。

その点について、いや、それでもやはり必要なのだと、まちづくりを発展させる、するのだと、そういうことは言えるのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

例えば今のレンタカーの話がございましたけれども、利用者の目的といいますか、そういうものでございますが、当然市内の在来線の駅の利用の部分と新幹線駅の利用の部分ですけれども、新幹線駅の今想定している利用者数につきましては、航空機からの転換ですとか、要するに圏域内の移動ではなくて、遠方からの移動の方を想定した中での利用者数でございますので、そういった方に対しての利用の向上という部分で考えれば、やはりレンタカーなども必要と考えられる一つではないかと思っておりますので、そういった部分の中で在来線の駅の捉まえ方とまた違う観点で整備をしていくというところで必要だと思っておりますし、今言った利用者数につきましては、転換数とかそういう部分もございまして、これからのまちづくりのためには、今想定されている人数をいかに魅力を発

信する中でふやしていくか、それによりまして、さらなるまちの活力につながっていくことを考えてございますので、そういった中でまちづくりに投資するといえますか、お金をかけるといえますか、そういう部分の中では必要な投資になっていくのだろうというふうに考えてございます。

#### ○高野委員

よくわからないですね。新小樽（仮称）駅周辺の出店に関する御意見を自由に書いてくださいということでも、プラスに答えている方よりも、ウイングベイ小樽のようにインフラ整備に税金投入しないでもらいたいとか、マイナスのことを、いや、やめたほうがいいのではないかとか、そういう声がたくさん出されたりしているわけなのですよね。それなのにかかわらず進んでいくということは、本当に私はおかしいのではないかとこのように思います。

新幹線の赤字穴埋めに札幌－小樽間の在来線切り捨てが進行するのではないかとこの質問に、進行するとは考えていない、そういうような答弁だったかと思えます。しかし、やはり札幌－小樽間の夜の快速列車4本減便は通勤通学への影響も出ているわけです。ダイヤ改正は北海道新幹線開業に伴い実施されて、小樽－長万部間は、車両の老朽化や利用減少のために、下り3本、上り2本、一部区間は廃止もしている。やはりこのことから、在来線の切り捨てが進行されていくのではないかと、そう考えないのでしょうか。

#### ○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

まず、前段の部分でございました快速列車の話ですが、19時から21時台ということで、快速列車自体は減ったのでございますけれども、各駅停車が増便になっているということでございまして、各駅停車は増便することになりますと、各駅列車がとまる銭函駅、朝里駅につきましては、これは利便性が向上するというような形にはつながっているのだろうと思えますし、その見直しの中では列車の車両数も増加しているわけなのですね。1列車に対して3両の車両を6両編成にしたりということの中で輸送人員は増加しているというところがございますので、そういうようなことから考えますと、これにつきましては利用者数を増加といえますか、させた上での増益につなげようという中で動いているものだと捉まえますので、これについては新幹線の赤字を穴埋めしようとする中で改編されたということには捉まえないものだと思っております。

そして、また、全道的な部分におきましても、先ほども、新幹線の部分は新幹線の部分、在来線の部分は在来線の部分ということで、それぞれの経営改善ということで進んでいくのだということ、JRは進んでいくというふうに認識しております、さらにはですけれども、JR北海道でもその線区につきましては、大変であろうけれども重要な線区だということで、しっかりと維持していきたいということもおっしゃっていますので、そういったことの中で、新幹線の部分とは切り離れた部分というわけですか、関連のない部分だというふうに考えてございます。

#### ○高野委員

在来線切り捨てに進行していく考えはないというような、再度そういう御答弁だったのですけれども、そもそも北海道新幹線、札幌まで延伸工事を着手する五つの基本条件の一つに、並行在来線、函館－小樽間の経営分離についての沿線の自治体の合意をやはり決定しなくてはいけない、苦渋の同意書が提出されたりしていたわけです。

それで、2015年にニセコ町、倶知安町など、沿線5自治体の首長が、減便されたら通学にも影響が出ると言って、普通列車の復活をJR北海道に求めたのにもかかわらず、老朽化した車両は使えないからなどを理由に減便列車の復活を求める切実な沿線住民の要望には答えなかったのです。そして、新幹線が開業するからと在来線切り捨てが行われて、2016年11月には道内の鉄道の半分近くが単独では維持困難になりますと、そういう発表をしたのです。

しかし、その一方で、もう赤字が毎年100億円出ると。そういう黒字の見通しが立たないという中、新幹線の整備にはどんどんお金をかけていくと、そういうようなことを実際に行われているのですね。だからこそ、やはりこういう新幹線の問題が在来線の切り捨てにつながるのではないかとこのように私は申しているのです。再度お答えください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

J Rのお考えという部分もございますけれども、道議会の特別委員会という場所の中で、J Rのほうで、新幹線の赤字と地方路線の維持は別問題であると。それぞれをそれぞれの処方箋で解決していくのだよということを述べられておりますので、そういった中では、新幹線の穴埋めに在来線を切っていくという考えをJ Rは持っていないのではないかとこのように考えてございます。

○高野委員

そういうふうに申しているということなのですが、もうこちら側は走らせないよというところには、実際にはJ R北海道は自治体に負担を押しつけているのではないですか。バス転換をしたり、そういうことをしなさいということをしてほしいというようなことを言っているわけなのです。そういう考えはないということは、J R北海道は考えていないということでしたけれども、在来線の切り捨てがやはり今後進んでいくのではないかと、そういうふうに思います。

昨年の北海道胆振東部地震でも台風とかもいろいろあって、実際には経営的にも大変だということもたびたび言われていますので、そういうことを考えてもやはりこの問題は在来線切り捨てにつながっていくのではないかとこのように私は考えているところです。

◎選挙の利便性について

次に、選挙の利便性についてお伺いしたいと思います。

代表質問の中でも、投票所の場所の再検討を伺いました。その中で、なかなか難しいというような答弁だったかと思いますが、では投票所の区域の見直しということについてはいかがなのでしょう。

○選挙管理委員会事務局次長

ただいまの御質問ですけれども、選挙人にとって投票所が近い方もいれば遠い方もいるということの中での御質問だというふうに思いますが、全ての選挙人にとって投票所が近くにあるというのはもちろん一番望ましいのですが、毎回の選挙で必ずしも投票所が同じところで使えるというふうにも限らないことでもありますし、そのたびに投票区を変更するということができませんので、同様に難しいというふうに考えてございます。

○高野委員

見直しも難しいという話なのですか。

○選挙管理委員会事務局次長

見直しに関しましては、投票区の区域の見直しだけというわけにもいなくて、本市の中では、この間の代表質問の答弁にもございましたけれども、平成8年から年々人口が減少していく中で、47カ所の投票所を8年から維持してきているところでございまして、一つの投票所で投票できる人数がどんどん少なくなっているというところも多くあって、投票区を見直すということは、投票所の統廃合も視野に入れなくてはならないということにも鑑みまして、検討につきましては慎重に見きわめていきたいというふうに考えているということでございます。

○高野委員

慎重にということだったのでございますけれども、以前は豊川会館のところ投票をしていた方が学校の統廃合で、平地だった方が坂を上って投票に行かなくてはいけない方ですとか、一方通行のところは、道を挟んで近くに投票できる会館があるのに、わざわざ後ろの山を登って会館に行かなければいけない方もいるのです。何で自分の家の近くに投票所があるのにそこに行けないのだろうと疑問を持っている方もいるのです。だから、ずっとこの間投票所の区間の見直しをされていないということだったので、そういうことも考えて見直ししたらどうかということをお聞きいたしました。難しいということだったのでございますけれども、そういう市民からの声もありますので、ぜひその辺についてはきちんと考えていただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局次長

今のお話につきましては、そういう話があるということはお聞きいたしました。繰り返しになりますけれども、投票区だけという話、区域の変更ということだけではなくて、いわゆる投票所の統廃合も含めて行わなくてはならないということになりますと、やはり慎重に見きわめていく必要があるのではないかとこのように考えてございます。

○小貫委員

◎健康管理支援事業に関連して

議案第1号の補正予算、この中に計上されています健康管理支援事業に関連してお伺いいたします。

まず、なぜこの事業をやることになったのか、法改正の動きを説明してください。

○（福祉）生活支援第1課長

なぜこの事業をやることになったのかについてですけれども、生活保護受給世帯の約8割が何らかの疾病によりまして医療機関を受診しております。そしてまた、生活保護を受けていない世帯と比較しても、適切な食事習慣ですとか運動習慣が確立されていない傾向なども見られるということもありまして、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行う必要があるということで、平成30年の生活保護法の改正によりまして、被保護者健康管理支援事業が創設され、この事業を推進するためにデータの収集、分析による健康課題の把握ですとか、そういったことを通して生活習慣病の発症予防、それから自助介護を推進していくということでもあります。

○小貫委員

それで、法律が平成30年に変わったのだという話なのですけれども、具体的にどのように変わったのかもう少し詳しくお聞かせください。

○（福祉）生活支援第1課長

この法律の改正に伴いまして、保護の実施機関が被保護者に対しまして必要な情報の提供ですとか保健指導、それから医療の受診の勧奨、そのほか被保護者の健康の保持、それから増進にかかわる、増進を図るための事業を実施することが明記されたところであります。

○小貫委員

そういうことが明記されたということで、先ほど今回の予算はデータの収集だというお話がありましたけれども、このデータの収集はどこがやるのか、そのデータの収集の分析は誰が行うのかお示してください。

○（福祉）生活支援第1課長

まず、小樽市で生活保護受給世帯の医療機関を受診しているレセプトですとか、あるいは健康診査を受けられている受診者に関するデータの収集を行いまして、その分析につきましては民間業者に委託して実施する予定です。

○小貫委員

今、実際の実務の話をしてもらったのですけれども、法文上はどうなのでしょう。

○（福祉）生活支援第1課長

御質問いただいたのですけれども、法文上ということで……

（「保護法」と呼ぶ者あり）

法律上は、今回の健康管理支援事業につきましては実施機関が行うということになりますので、健康管理支援事業は保護の実施機関が行うということになりますので、それに向けた準備としての執行事業、あるいは準備事業ということでの位置づけで、今回は調査分析事業もあわせて行いますので、小樽市により実施していくという形になると思います。

○小貫委員

私は、その次の法律の条文を紹介してほしかったのですが、厚生労働大臣が結局データの収集を行って、その結果をたしか市町村におろすという条文ではなかったですか。

○（福祉）生活支援第1課長

生活保護法第55条の9で、国の厚生労働大臣が被保護者健康管理支援事業の実施のための調査分析を行うということについても新たに新設されてはおります。

○小貫委員

だから、先ほど小樽市が収集して民間に分析をお願いするという答弁がありましたけれども、結局この分析したデータというのは国に持っていかれるということによろしいのですか。

○（福祉）生活支援第1課長

分析結果について国に提出するというのも、今のところ特にそこまでの指示はありませんので、今後そういった形の提供が求められるという可能性があるかどうかも含めて、現時点ではまだはっきりしておりません。

○小貫委員

しかし、法律ではそういうふうになっているわけですね。今回のレセプトデータの事業が該当になるかどうかというのはわからないけれども、厚生労働大臣がそういった情報を集めるという話になっているのですよね。

○（福祉）生活支援第1課長

条文上はそういった形で記載されておりますので、そのとおりだと思います。

○小貫委員

それで、先ほど8割の方が医療機関を受診しているからやるのだという説明が最初にありましたけれども、それでは、小樽市の生活保護受給者の中で医療扶助を受けている人の割合がどのぐらいなのか説明してください。

○（福祉）生活支援第1課長

直近4月末の数字で申し上げますけれども、生活保護受給者4,646人のうち医療扶助を受けているのは4,010人、その割合は86.3%となっております。

○小貫委員

小樽市の場合は今8割というふうに最初説明あったところからいくと、もう少し上がっていると。ほとんどの方がこうやって医療機関を受診しているということなのですが、そのうち通院移送費を支給している人数というのはどのぐらいになるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

そのうち通院移送費を支給している人数につきましては214人となっております。

○小貫委員

医療扶助を受けている方は結構いるのだけれども、ただ、通院にかかる費用についてそこまで支給を受けている人は214人だと。つまり、保護の費用というのはもう限られていますから、医師のところには仮に公共交通機関を使って行くとすれば、その分持ち出しにもちろんなるわけですね。そういうことがあるということで、次の質問に行くのですが、まず、データ収集の対象者、これはどういう人たちになるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

今のところ考えておりますのは、生活保護受給者で医療機関を受診されている方、それから、健康診査を受診された方を対象と考えております。

○小貫委員

不思議なのは、今回健康管理支援事業に生かすのだということなのですが、なぜ医療機関にこれだけの人がかかっているのに、医療機関にかかっているにもかかわらず健康管理が必要だと。この辺が少しよくわからない

のですけれども、わかるように説明してください。

○(福祉)生活支援第1課長

今回の調査分析事業につきましては、この内容は小樽市の医療扶助の統計的な部分も全体像の分析ですとか、それから健康課題の把握ということも含めた形で行うところでもあります。そういった中で、小樽市で抱えている生活保護の中の医療扶助の現状内容を把握するというのがまず一つ大きくあります。

その中で、実際に医療機関にかかっている方がたくさんいらっしゃる中で、そういった分析でどう効果が上がるのかということですが、もちろん医療機関にはかかっているのですけれども、例えば生活習慣の改善を要するような方がいても、実際にはそこまで医療機関で治療なりを受けられていないような、そこまで意識をお持ちでない方などもいらっしゃるの、そういった方たちのことも救うという意味ではそういうことにも十分つながっていくのかというふうには思っております。

○小貫委員

そのためになぜレセプトのデータを収集する必要があるのかと。だって、4,046人中4,010人だという数字、医療扶助を受けた方を押さえているのですよね。これはどういう病院に行っているかというのももちろん押さえている。けれども、それでその人が健康管理できていないというのだったら、医師にかかっているのだから医師に言えばいいだけの話だと思うのですけれども、違いますか。

○(福祉)生活支援第1課長

先ほどお話を申し上げたのと繰り返しになる部分もありますけれども、確かに病院にかかっている方の率も高いですし、ただ、やはり正直なところ生活習慣の改善を要する方でも、そうではない、例えば外科的な部分とか、そういった部分の病院には行っているけれども、でも実際は世帯に行ってみると、やはり食生活だとかを含めて改善を要する方たちもいらっしゃる中で、そういった方たちに対するケアということであれば、必ずしも効果がないということではないというふうには思います。

○小貫委員

そうは言っても、ケースワーカーは、この人が今健康管理上、栄養管理がよくできていないとか、そういうことはわかっていると思うのです。たばこをよく吸っているとかというのを市長と副市長の前で言うのもあれですけども、そういう人とかもいると思うのです。

だから、現在はそうやって把握していると思うのですけれども、現在はそれをどのようにして医療を受けるよう勧奨をしているのでしょうか。

○(福祉)生活支援第1課長

現在はやはりそれぞれの家庭を訪問するなりして実態把握をしていますので、そういった中で、やはりそういう各対象の方の状況を見たときに、必要があれば医療機関への受診を助言しますし、勧奨もするということもありまますし、また、関係する機関、例えば介護事業者ですとかそういった方たちとの連携の中で、そういう対象になる方がいらっしゃったときに受診を進めていくというような体制もとっているところでもあります。

○小貫委員

それで、今後、実際本格的に健康管理の支援事業が始まった場合に、具体的にどのようにして行っていくのか。例えば、実際に栄養管理が必要だとなった場合に、それはドクターの指示のもとで動くという話になるのか、その辺を聞かせてください。

○(福祉)生活支援第1課長

今後につきましては、今年度はそういった形でデータ分析だとか全体像の小樽市の医療扶助の部分と統計的な部分を分析しますが、そういった部分を踏まえて、あとは健康診査を受けられている方たちが今回はそれなりの数の方がいらっしゃいますので、そういった方たちの中からそういった生活習慣の改善を要する方の方のリストアップ

プも図りながら、次年度以降になると思いますけれども、保健所とも連携をとりながら、そういう事業の具体的な内容については今後詰めていきたいというふうには思っています。

**○小貫委員**

私は、この事業は結局、目的は生活保護者の頻回受診を抑制していくということにあるのではないかと。つまり、生活保護の受給者を医療から追い出すことにつながらないのかということ懸念しているのですけれども、それが目的だとは思いませんか。

**○（福祉）生活支援第1課長**

今回の法律の改正の趣旨にもなりますけれども、やはり被保護者の自立の助長を図ることが目的であります。そういった中では、もちろん経済的な面だけではなくて日常生活ですとか、それから社会生活を含めた自立の側面から支援をしていく必要があるということで法の改正が行われたと認識しておりますので、決して医療から追い出すと、医療機関への受診を抑制するような目的であるというふうには考えておりません。

**○小貫委員**

ただ、健康管理システムのシステムを提供する会社は、日本システム技術株式会社というのですけれども、これはもう既にレセプトの分析を含めて、頻回受診者のリストは、ジェネリック医療品の切りかえ可能者一覧、こういうのが出るようなシステムをつくりましたよと、ぜひおたくの市も使ってくださいということをやっているのですが、もう明らかにこのシステムからして頻回受診者をあぶり出すというのが目的だと思うのですけれども、いかがですか。

**○（福祉）生活支援第1課長**

頻回受診費についていきますと、今でも道からの指導などありまして、頻回受診に該当する方につきましてはこちらでもリストアップを図りながら適宜事情を確認して、必要があれば指導していくというようなことをやっておりますので、今回のこの事業に絡めて特段それについて規制を厳しくするですとか、そういったことについては今のところ特に考えてはおりません。

**○小貫委員**

もちろん税金ですから必要のないことで医師にかかるということはもちろん避けなければなりませんけれども、ただ、本当に必要な医療が受けられないことにはならないようにしていかななくてはならないと私は思います。

**○委員長**

共産党の質疑を終結します。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

**○委員長**

公明党に移します。

---

**○秋元委員**

5時を過ぎまして、市長が森井さんからかわって、まさか5時を過ぎるような委員会が開かれるというのは少し驚きだったのですけれども、ましてやきょうは、4年ぶりに予算特別委員会で最後に高橋克幸委員が質問するというので大変恐縮しておりますけれども、なるべく簡潔に質問してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

**◎ひきこもりの問題について**

初めに、代表質問で伺いましたけれども、ひきこもりの問題についてです。

これは、数年前から非常に私の周りでひきこもりについての相談ですとか、また、引きこもっている状態の方が

いらっしゃるということを感じておりまして質問させていただいてまいりました。なかなか小樽市としての施策も進んでいないなという部分も含めまして質問をさせていただきたいのです。

まず、子ども・若者育成支援推進法の法律の趣旨と地方公共団体に求められているものは何か御説明いただけますでしょうか。

○(生活環境) 青少年課長

まず、法の趣旨につきましては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとりまして、子供・若者をめぐる環境が悪化して、社会生活を円滑にする上で困難を要する子供・若者の問題が深刻な状況にあるということ踏まえまして、子供・若者の健やかな育成、子供・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援を行うことと認識してございます。また、地方公共団体に求められるものとしたしまして、法の第4条に規定されておりますが、国や他の地方公共団体と連携を図りつつ、小樽市内における子供・若者の状況に応じた施策を策定し、実施していくものと認識しております。

○秋元委員

今の法の趣旨と自治体に求められる部分を踏まえまして質問させていただきたいのですが、まずは市としての子供・若者の支援における基本的な現在の考え方について説明してください。

○(生活環境) 青少年課長

法の趣旨に基づきまして、子供・若者の健やかな育成のために、社会生活を円滑に営むことができるようにということで関係部署と連携して支援を行っていくものとして考えてございます。

○秋元委員

それで、不登校、ひきこもりの相談件数ですとか人数の推移というのは、担当部署ごとにどのように押さえていますでしょうか。

○(保健所) 健康増進課長

不登校、ひきこもりの相談人数の推移でございますけれども、保健所における直近3年間の相談人数についてお伝えします。平成28年度で12人、29年度で21人、30年度で16人になってございます。

○(福祉) 生活サポートセンター所長

たるさばでの相談人数ですけれども、平成28年度15人、29年度13人、30年度12人となっております。

○(福祉) 生活支援第1課長

生活支援課も数字について申し上げます。生活保護受給世帯の方の中での対象者ということになりますが、平成28年度で19人、29年度20人、30年度19人となっております。

○(福祉) こども福祉課長

こども福祉課では、平成28年度は13人、29年度は15人、30年度は9人となっております。

○(教育) 学校教育支援室大山主幹

私からは、不登校児童・生徒数の推移につきまして平成27年度から29年度までの小・中学校別で人数を申し上げますと、まず27年度は小学校13名、中学校70名、計83名。28年度は小学校19名、中学校76名、計95名。29年度は小学校25名、中学校76名、計101名となっております。

○秋元委員

部署ごとで近年の数字をどのように分析されておりますでしょうか。また、傾向ですとか何か感じられる課題についてありましたら伺いたいと思います。

○(保健所) 健康増進課長

ただいま申し上げました数字をどのように分析しているかと、傾向と課題についてなのですが、相談者や相談内容の集計を分析しますと、相談人数については年により増減があるのですが、相談者の傾向としましては平

成29年度以降、家族のみならずひきこもりの御本人様みずから相談にいらっしゃるということが少しずつふえてきている傾向でございます。また、課題として感じている点につきましては、御本人とか御家族から相談を受ける際に、就労しない場合においても社会参加の場であるとか、あとは家族が相談できる場を紹介してほしいというような内容がふえてきておまして、そのような場の充実が課題というふうにご考えております。

#### ○（福祉）生活サポートセンター所長

たるさぼへの相談人数につきましては横ばいの状況が続いています。当事者の年代を見ますと、20代から60歳代までの幅があります。ただ、20代、40代が若干多いという状況が見られます。やはり40代以降になりますと同居する親が高齢になってくるなど多くの問題を抱えておまして、早期の解決が必要となってくる状況にあると思えますが、なかなか簡単に解決しない場合が多いというふうに感じています。相談者を見ますと、平成28年度では家族からの相談だけでしたけれども、29年度、30年度では当事者本人からの相談もふえてきている状況になります。

また、課題という部分でございますけれども、やはりまだ相談につながっていない該当者がいると思われまして、いかにして相談に来てもらうかというところがやはり課題かというふうには感じております。

#### ○（福祉）生活支援第1課長

生活支援課の近年の数字の部分での分析と傾向や課題についてですが、近年の数字につきましては、先ほど申し上げましたように20件前後で推移をしております。やはり対象者の入れかわりも少ないという部分もありまして、お一人当たりの支援する期間がやはり長くなっているという傾向が見られます。

課題としましては、やはりいかに対象となる方との信頼関係などを築いて、その方に対する支援の目的を達成すべく病院へもつないだり、あるいは福祉就労へつないでいくというようなことが課題としてございます。

#### ○（福祉）子ども福祉課長

子ども福祉課への相談件数はほぼ横ばいであると考えております。相談の多くは主に中学生の御家族や学校からのものであり、相談内容につきましては、御家族からは本人とのかかわり方についての御相談、学校からは関係機関との情報を共有するケース会議の開催の依頼の相談となっております。

#### ○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず、不登校の傾向につきましては、先ほど申し上げましたとおり全体的に増加傾向にあり、とりわけ小学校において増加傾向にあります。また、不登校の理由については漠然とした不安を覚え登校できない、または無気力で何となく登校できないということが主な要因となっております、一人一人の状況に応じた効果的な対応策を講じて登校につなげていくということが大変難しく、課題となっているところでございます。

各学校においては、新たな不登校を生まない未然防止の取り組みと、関係機関と連携を図りながら不登校児童・生徒の学校復帰に向けた取り組みを推進しているところであり、教育委員会においても教育支援センターの機能を拡充し対応に努めているところでございます。

#### ○秋元委員

部署ごとで押さえている課題なども今伺いましたけれども、改めて深刻だなというふうにご思いました。ただ、保健所ですとかたるさぼの中でも、例えば参加ができる場が必要ですか、改めて相談できていない方がいるのではないかとこの押さえ方については、私は非常に正確な押さえ方なのかというふうにご思うのです。その根拠というのが、以前お話しさせていただいた、国が示した不登校ですとかひきこもりの地域の推計値を出したら、大体小樽に当てはめると、世帯数ですけれども400世帯を超える方が引きこもっているのではないかと、そういうお話をさせていただいたのです。後々の質問につながっていきますが、やはりまだまだ相談できていない方がいらっしゃるといふふうに思いますし、早い段階からの支援という部分が、教育委員会の方がおっしゃっていただけけれども、やはり不登校の方が増加傾向にあるという部分も非常に心配するところでもあります。

その辺も含めて、しっかりこれから支援体制も整えていかなければならないなというふうには感じておりますけ

れども、その上で、相談を受けた場合の対応というのは多分その部署ごとに違うというふうに思うのですが、相談をいただいた後の支援という部分では部署ごとでどのような支援をされておりますか。今答弁いただいた中にあったところもあるかもしれないですけれども、もう一度お示しいただけますか。

○（保健所）健康増進課長

相談を受けた後の対応、支援についてということでございますが、保健所におきましては相談にいらっしゃる方、当事者の方も少しふえてはきているのですけれども、ほとんどが御家族ということで、なかなか御本人と連絡して会うことができないという状態がまだ多いような現状であります。ですので、まずは相談者の御家族の悩みをよくお聞きしまして、保健所で実施しております家族セミナーにつなげるだとか、あとはひきこもりカフェにつなげるということを行うだとか、あとはもちろん経済不安がある場合にはたるさぼにつなげるというような支援をしております。

また、危機的状況としまして、家庭内で暴力などもあるようなケースもございます。こちらにつきましては緊急事態が生じている場合ということで、精神科であるとか警察などと連携し対応をしているということでございます。

○（福祉）生活サポートセンター所長

たるさぼでの相談対応ですが、まずは本人、家族の希望をよくお聞きいたしまして、希望に沿った方向に進めるよう対策を考えていきます。本人がたるさぼに来所できないというような場合もございます、そのような場合には御家庭を訪問し対応させていただくような場合もございます。

支援の内容につきましては、相談の内容にもよりますけれども、仕事につきたいとの希望があれば就労支援を行いますし、就労したい希望があってもなかなかその経験も自信もないなど、そういった場合には就労準備支援事業の利用を提案いたしまして、社会参加ですとか就労に向けた準備の支援を行っています。あとは必要に応じて関係機関につなげていくというような対応も行います。相談の中には、ここまでにも至らない相談者もいらっしやいまして、相談員が家庭訪問を重ねて少しでも外出の機会を持つような支援をしていく、こういった場合もございます。

○（福祉）生活支援第1課長

生活支援課での対応につきましては、ケースワーカーが各世帯を回っておりますので、そういった中で対象となるような方がいらっしゃった場合には、こちらで配置しています自立支援員と連携しまして、その対象の方に合った支援方針を立てることによりまして、その目的に向かって例えば病院への受診をつなげたりですとか、あるいは福祉的な就労につなげていくような形で、関係機関と連携をとりながら、面接を重ねながら対応をしているところでございます。

○（福祉）こども福祉課長

こども福祉課では、御相談いただいた御家族に会えない場合もございますので、御本人との面談において不登校やひきこもりに至った経緯や原因などを探っていきまして、教育委員会内の登校支援室へつなげるなどするとともに、教育委員会や学校に情報提供を行っているところでございます。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

教育委員会に相談があった場合は、教育支援センターのコーディネーターやスクールカウンセラーなどが本人や保護者と面談を行い、その子供の状況をまず詳細に把握し、登校支援室への通級につなげたり、家庭に出向いて学習支援を行うなど訪問型の支援を行ったりするなどして、子供たちの不安を取り除いたり、学校に復帰するための支援を行ったりしております。また、状況によっては、必要に応じてこども福祉課やたるさぼなどの関係機関につなげているところでございます。

○秋元委員

改めて各部のお仕事といたしますか対応を聞きますと、やはり、もちろんですけれども皆さん一生懸命やっていたというふうな改めて感じるのですけれども、部署ごとの連携といたしますか、以前にもお話ししました

庁内連絡会議とかになってくるといふふうに思いますが、多分相談者の中にはいろいろな部署に行って相談されている方もいらっしゃるかといふふうに思いますけれども、その辺の横の連携ですね、情報の共有というのは現在どういふふうにされているのか説明いただけますか。

○（生活環境）青少年課長

部署ごとの連携の状況でございますけれども、庁内連絡会議の中で、各部署で対応している相談の人数、あるいは内容を青少年課で集約いたしまして、その傾向や課題を議論するとともに、それぞれ各部署で行っている取り組みについての情報の共有をいたしまして、今後の支援の方向等について議論しているという状況になってございます。

○秋元委員

そこで大事なのは、今は人数ですとか内容というお話でしたけれども、個人の情報というのは共有されていないのでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

会議の中では件数と相談内容ということで集約しているものですから、個人の情報としては集約しているものはないと思います。

○秋元委員

例えば、切れ目のない支援という部分で考えると、中学校卒業時に高校と連携をとっていらっしゃるというふうに伺いました。中学校で例えば不登校であった子供が高校に進学する、この進学率というのはどういふふうになっているのかお示しいただきたいのと、進学しなかった場合、その情報の取り扱いというのはどのようにされておりますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず、中学校で不登校になった生徒につきましてはほとんどの生徒が高校に進学をしておりますが、各学校へ聞き取ったところ、市内全体で年に1名ないし2名程度は進学しない生徒もいるというような情報は教育委員会では把握しております。また、進学しなかった生徒につきましては、各中学校において進路指導の一環として、卒業後も定時制や通信制を受験できるということを伝えたり、たるさぼなどの関係機関を紹介してございまして、卒業後も何年か後に定時制や通信制の高校に進学したという事例も聞いております。

○秋元委員

私の子供が高校に入ったときに、私がPTAにかかわっていたときにいたのですが、高校に入ってから不登校になった子供の場合は、いろいろと高校でも対応をされると思うのですけれども、どういう支援を高校で行っているのかと、その担当者たとえば小樽市のどこかの部署で連携をとるといふことはされておりますでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

高校で不登校になった場合についての情報につきましては、残念ながらどういった支援を行っているかですとか、担当者との連携というのは実際にとれていない状況で、情報を把握できていないということでございます。

○秋元委員

今までは子供、若年者に限った話をさせていただきましたけれども、今回、国が行った中高年の方々に対する絞った調査の話をさせていただきました。ひきこもり支援を行う上で実態の把握というのは、もうこれは非常に重要だといふふうに思うのですけれども、実態を把握されていない状況で相談があれば支援をする今の状況です。なかなか市内の実態がわからない状況で、相談をされれば支援をするという状況だといふふうに思いますけれども、今の状況で、本市のひきこもりの問題を抱えている方々の問題を本当に解決しているのかといふふうに感じるのです。当然、皆さんは一生懸命各部署でやられていると思うので、その部分は大いに評価するところなのですが、今後のことを考えますと、やはり実態把握ということが重要なのではないかといふふうに思いますけれども、この辺はど

のように考えていらっしゃいますか。

○(福祉)生活サポートセンター所長

ひきこもり問題に関しましては、確かに相談を待つだけで全ての問題が解決するというふうには考えておりませんが、現状、まずは相談できる場所があり、相談することによりそれぞれが抱える問題を解決していける方向が見つかるかもしれないということの周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○秋元委員

過去に提案させていただいて、民生・児童委員への調査を行っていただきましたけれども、ひきこもりを考える上でいい機会になったという、こういう意見を言われた民生・児童委員の方がいらっしゃいます。その後、民生・児童委員の方々もひきこもりに関する勉強会を行ったというふうに思いますけれども、その際の情報というのは押さえていらっしゃいますか。

○(福祉)地域福祉課長

把握しておりません。

○秋元委員

ぜひ民生・児童委員の方々に伺っていただきたいのですが、私もある民生・児童委員の方にお話を伺いましたが、非常に勉強になったという、こういうお話をされていまして、少し情報を収集していただきたいというふうに思います。

本会議場では、市長から非常に前向きな答弁をいただきましたけれども、改めて調査に関しまして、私は訪問調査をやってほしいと言っているのではなくて、日ごろ知り得た中で情報を提供してもらおうと、以前と同じような形で今は間違いなく民生・児童委員の方々のひきこもりに対する考え方は変わっていると思いますので、そういう形で依頼はできるのではないかとこのように思うのです。ぜひそれであれば、民生・児童委員の負担にならないというふうに思うのです。

改めて訪問して調査してくださいとなると非常に負担になりますけれども、現状知り得ている状況を教えてくださいということは、さほど負担にならないというふうに思うのですが、そういう調査の方法もあるのではないかとこのように思いますけれども、この調査の依頼が可能なかどうかというのを、民生・児童委員の集まりとかもあるとこのように思いますので、そういう確認、依頼というのはしていただけますでしょうか、どうでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

民生・児童委員の高齢化と欠員の問題で、現在、活動内容の見直しというのを検討している状況でありますので、新たに何かをお願いしていくというのはなかなか難しい状況なのですけれども、一度お話ししてみたいと思います。

○秋元委員

よろしくお願いたします。

先ほど話をした庁内連絡会議の話なのですが、事務局が青少年課だというふうに思いますけれども、担当の事務というのはどのようなことをされておりますか。

○(生活環境)青少年課長

庁内連絡会議におきましては青少年課が事務局になってございますけれども、法の円滑な実施のために庁内関係課などからの情報収集あるいは情報共有ということで、取りまとめとしての事務局を担っている仕事をしております。

○秋元委員

情報の共有というのは、これは人数が何人相談に来たというそういう情報と、あとはどのような状況なのかという、そういう確認をしているという、共有しているという、そういうことなのですか。

○（生活環境）青少年課長

そのとおりでございます。

○秋元委員

なかなかやはり大変な、業務も多忙の中で難しい問題だというふうに思うのですが、私が思うに人数の確認とその内容の確認だけだと、これは新しい支援の事業に結びついていかないのではないかとこのように思うのです。平成26年第4回定例会で質問した際の答弁で、「若者の自立支援施策を進めるに当たって、指針となる計画については大変重要なものと理解しておりますので、今後設ける連絡会議において、他都市の事例を参考にしながら研究してまいりたい」とのことだったのです。

少し話は変わりますが、参考にした他都市の状況、どのような都市を参考にしてきたのか。また、どんな議論をしてきたのか。現在、法で努力義務とされている計画策定に至っていないということなのですが、その理由というのはどのようなものですか。

○（生活環境）青少年課長

まず、計画の部分でございますけれども、参考としてきた他都市の計画といたしましては、北海道の青少年健全育成基本計画を初めといたしまして、札幌市のさっぽろ子ども未来プランや札幌市若者支援基本構想、また、石狩市子ども・子育て支援事業計画というのを参考にまいりました。

連絡会議につきましては、平成27年度から小樽市生活サポートセンターの設置、あるいは29年度から福祉部の子育て支援室、こども福祉課が設置されるということで、各部署の相談体制の拡充ということが行われていた部分もございまして、実際の計画策定への議論というのは、その中で具体的には行ってきていなかった状況でございます。

計画策定につきましても、やはり、ただいまの会議の具体的な議論は進んでいないこと、あるいは最善の計画策定の方法、こういったものが整理し切れていないという部分が策定に至っていない要因と考えておりますが、今後、会議のあり方についての内容につきましても、着実にこういった会議での情報というのは蓄積されておりますので、そういったものを生かしながら、内容的に工夫しながら策定に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○秋元委員

振り返りますと3年3カ月ですか、本当に不毛な3年3カ月でしたが、その間に本来であればこういう議論もしっかりやりたかったなという思いはありますけれども、先ほども紹介したとおり、市の当時の答弁ではやはり市の指針になる計画が必要だというふうにおっしゃってございました。私も今の各部の皆さんのお話を聞きますと、やはり市としてのしっかりとした方向性ですか、そのもとになるやはり指針がなければ、この難しい問題を解決していく、そういう足がかりにならないのではないかとこのように思うのですが、計画の指針、これについてはぜひ策定するという方向で取りかかっていたきたいというふうに思いますけれども、この点はいかがでしょう。

○（生活環境）青少年課長

ただいまの御質問の計画でございますけれども、やはり計画に位置づけして支援策を行っていくということが今後の支援の充実が図られるものにつながると考えておりますので、必要なものと認識しております。策定に向けましては、本答弁でもお答えした部分はございますけれども、子供や若者に関連する既存の計画に、子供・若者育成支援施策の方針、こういったものを盛り込むことも含めて、そういったことも含めて小樽市の子ども若者育成支援庁内連絡会議の中でも議論しながら取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○秋元委員

最後なのですが、今、各部署の皆さんのお話を伺いました。また、質問どりのときに、皆さんのお話を伺うと、多分皆さんの日常の業務がもういっぱいいっぱい、多分もう皆さんの範疇を超えた仕事になっているのではないかなと思うのです。そういう部分では、庁内連絡会議というのは今後もちろん続けていただいて情報共有

はしていただきたいのですけれども、改めて考えますと、やはり状況をしっかりとまとめる担当ですとか部署ですとか、もっと言ったら札幌市のように民間に委託して、改めて事業を進めるようなそういうものにしていかないと、多分もう皆さんいっぱいいっぱい、そこから何か新しい事業、支援策を考えてくれと言ってももう限界なときに来ているのだというふうに思うのです。そういう意味では、市長に今後のあり方ももちろんそうですが、今の庁内連絡会議のあり方をもう一度どのように、情報共有するだけではなくてしっかり支援策につなげていくために、私が今言った担当員を取りまとめる人をつくるのか、部署をつくるのか、民間に委託するのか、それはまだわかりませんが、ぜひそういう考え方も必要なのではないかとこのように思うのですけれども、最後にこの点を市長に伺って終わります。

**○市長**

改めて今担当の答弁も聞かせていただきましたけれども、改めて多くの課題があるというふうに思っておりますし、そういった一方で、増加傾向にもあるという中で担当の答弁を整理いたしますと、相談を受けて情報を共有するというところでやはり何かとまっているような感じがしまして、その先になかなか一步出れないという感じがしながら今各答弁を聞いておりました。今ここで直ちに組織のことについて触れることはできないですけれども、窓口が保健所を含めて教育委員会も入れますと五つの職場で担当している。事務局は全くこれと違うところにまた事務局があるというようなことで、連絡会議は立ち上げましたけれども、少しうまく機能しているような状況でもなさそうですので、先ほど申し上げましたとおり、直ちに組織をどうするか、委託にするかどうかということについて今答弁はできませんけれども、少し今のあり方は1回立ちどまって振り返ってみて、どのような方法が考えられるかどうかということについては検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

**○高橋（克幸）委員**

**◎小樽市既存借上住宅制度について**

まず、市営住宅の既存借上制度について質問したいと思います。

この問題は建設常任委員会でいろいろ議論してきましたけれども、改めてここで確認をさせていただきたいと思えます。まず、この制度の目的について説明してください。

**○（建設）大門主幹**

既存住宅の借上制度の目的でございますけれども、子育て世帯が少ない負担で利便性の高い町なかに住むことができるように、民間事業者等有する既存の賃貸共同住宅の空き住戸を市営住宅として借り上げて転貸すること、これを目的としております。

**○高橋（克幸）委員**

それで、これまでの経緯について伺いたいと思えますけれども、目標件数と、それから毎年度の実績について現状も含めてお知らせください。

**○（建設）大門主幹**

この制度での目標戸数でございますが、平成29年度から制度を開始しており、目標戸数としましては、29年度から3年間、今年度までなのでございますけれども、3年間で30戸を目標戸数というふうにしておりました。具体的な実績になりますけれども、29年度に提供のあった住宅は1件4戸、それで30年度はゼロ件、現在31年度から令和元年度にかけてというふうになってはいますが、今年度に関しましては現在まだ7月1日まで募集中でありますけれども、現在までゼロ件という状況になっているところでございます。

**○高橋（克幸）委員**

大変厳しい状況だなと思えますけれども、この実績の少ない原因というのは何なのかお知らせください。

○（建設）大門主幹

今年度は現在まだゼロ件という状況であるのですが、昨年ゼロ件だったことを受けまして、今年度は実は多少応募要件を緩和したというところがありました。一つは借り上げ戸数の要件緩和。これまで4戸以上を提供していただきたいというふうにしてきたところ、3戸に下げたというところがあります。あともう一つは、木造住宅の募集に関しましては、これまでは築10年以内という要件であったのですが、それを築15年まで緩和したという措置をとって今年度の応募を始めたところがありました。

しかし、残念ながらこの要件でも、市内に木造住宅が多くて借り上げを希望する方が一番多いと思うのですが、そういう方たちにとりましては、残念ながら要件の15年という中でもっと古い住宅を考えている方が多かったということが一番で、事業者にとっては、緩和した条件でも厳しい条件というふうに思われたため応募がなかったのかというふうに考えているところがございます。

○高橋（克幸）委員

要件を緩和してもゼロ件だということですよ。事業の結果の評価としては、私は大変厳しいものがあるなというふうに思います。

それで、今原因、要因をお話いただきましたけれども、以前建設常任委員会で私が指摘した調査の方法だとかやり方がどうだったのかなという検証はやはり必要ではないかと思います。ここでそれは議論しませんけれども、問題はこれからです。この事業は3年間ということでしたから、今年度で終わるわけですよ。ではこの制度の検証をして、次どうするのかということです。

先ほど目的を聞きましたけれども、子育て世帯を支援するためだというふうにありました。なので、まず伺いたいのは既存住宅の借上制度を継続するのか、やめるのか、新しい形にするのかというのはいかがですか。

○（建設）大門主幹

今お話がありましたとおり、今年度が3年目ということで計画の最後の年でございますので、また新たに考えなければならぬという場面に来ているところがございます。お話がありましたとおり、現在のやり方でこの既存借上住宅制度の運用が難しくなっているというのは認めざるを得ない状況なのかなというふうに感じているところでございます。

今後、この制度につきましてですけれども、この制度を現在のまま続けるのか、あるいは見直しをして、改正をして続けるのか。この制度による新規の住宅の応募というのをまた別の方法に変えるのか。そういうことを含めてこれから検討をしていかなければならないものというふうに考えているところがございます。

○高橋（克幸）委員

検討はいいのですけれども、ではいつまでやるのかということです。このまま継続というのはもう現状では考えられませんね、これだけやってもゼロなのです。ですから、考えるとすればもう少しやり方を考えてやるか、もしくは、検討してほしいのは募集する地域の件です。今、できるだけ中心部の募集要綱になっていますけれども、小樽の東西に長い状況を見ると、朝里地区であったり、新光地域であったり、桜であったり、それから長橋であったり、赤岩であったり、高島であったり、要は子育てですから、小学生のいる地域がたくさんあるわけです。なので、この地域の検討もぜひ私はしていただきたい。中心部はやはり古い建物が非常に多いし、密集していますからね。ですから、地域の検討についてはいかがでしょうか。

○（建設）大門主幹

地域の検討はということですが、現在のエリアは、この制度の目的にもあるのですが、利便性の高い町なかに住むことができるようにということが目的になっておりまして、エリアにつきましてもいわゆる町なかということで、ここの部分を目的でうたっていたものですから、この3年間は町なかというところの枠組みは変えなかったところがありました。ところが、お話にもありました不動産の関係団体に話を伺った中で、子育て世

帯に例えば新光・朝里地区などは非常に人気があるという、そういう利便性もあるという話も聞いているところがございます。そうした声がある中で、現在の町なかというエリアにつきましても、見直しというのは、今回現に3年間の計画が終わるという中では検討する要素になろうかと考えております。

○高橋（克幸）委員

ぜひそういうふうにしてほしいと思うのです。需要と供給がマッチしていないというふうに私は思いました。

もう一点は、これはずっと提案していますけれども、既存住宅だけではなくて新築住宅、新築した住戸についても検討してもいいのではないかと。要は新築と既存とをミックスしてもいいのではないかと思います。新築についても国の補助メニューというのはあるのでしょうか。

○（建設）大門主幹

新築はということでございます。いわゆる新築借上制度と言われるものでございますけれども、こちらにつきましても既存住宅の借上制度と同じように国の補助メニューがございまして、まず、建設費に係る事業費の3分の1が共用部分ですけれども、これに関しましては民間事業者で負担をしていただくと。残りの3分の2の部分に関しましては45%は国費の補助があると。残る55%を市での負担という、そういう形での建設費補助の制度がございません。

○高橋（克幸）委員

以前、建設常任委員会で富山市に視察へ行きましたけれども、あそこは市の施策としてコンパクトシティというものを目指して、もう全部真ん中に集約しようということで、一つの手法として出てきたのが新築住宅の借上制度でした。かなり手が挙がって大きいものも建てられたようですが、今はやっていませんけれども、ただ、担当者の方からは効果が確実にあったというふうに伺っていますので、ぜひこれは十分検討していただきたいと思います。ですから、新築だけにこだわるのではなくて、既存も含めて、もしできれば併用が一番いいのかなと私は思っていますけれども、検討していただきたいと思います。

一番伺いたいのは、今年度で終わる、では来年度からどうするのかというのをいつまでに決めるかということですが、私は、来年度も形を変えてでもこれを引き続き子育て世帯の支援としてやっていただきたいと思っているのですが、余り結論を出すのがおくれしてしまうと、来年度に間に合わなくなってしまいますので、この点については建設部はどのように考えておりますか。

○（建設）大門主幹

今年度がなかなか、現計画の最終年度に当たるわけなのですけれども、新年度からすぐにまた新しい制度を直ちに始められるかという、この場では明言はできないところではあるのですが、今後の考え方としましては、例えば今エリアの拡大というのも一つありましたけれども、そういうものも含めて現在の既存借上住宅の制度のあり方を考えるとともに、市の財政状況を考慮しながら、例えば、今既存借上と新築借上の二つの制度についての御紹介がありました。そういうように、これを市で直接建設する、市営若竹住宅3号棟は今そうなのですけれども、新築とか建てかえて市営住宅を建てたときに子育て世帯向けの住戸の枠を設けるという、そういうやり方というもの一つありますので、そういうやり方も含めて、さまざまな可能性を考えて今後につきましては検討していきたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

市営住宅の中で子育て世帯を設けるというのは、これはもう異論はないですけれども、ただ、この制度をつくったときの趣旨から考えると少し違うのかなと私は思うのです。ですから、なかなか建設部でいつまで結論というのは、今ここを出してくれと言われても難しいようですから、できるだけ早くと要望したいというふうに思います。まちづくりの観点からいけば、やはりこういう子育て世帯に対して支援していくという制度は大変重要だなというふうに思っていますので、ぜひ具体的に検討していただきたいと思いますし、市長に伺いますけれども、こういう

考え方をできるだけスピード感を持ってやっていただきたいと思っているのですが、市長の見解はいかがでしょうか。

**○市長**

ただいま市営住宅の既存借上制度についてお尋ねがございましたけれども、まさにこの制度というか、この政策というのは、今人口が減少していく中でやはり若い世代をいかに小樽に定着させていくかということを目的として行われている事業ですから、私どもといたしましては、人口が減少していく、そして若い世代の方々がこの小樽に安心して住んで、安心して子育てができるということが最大のテーマになってくると思いますので、こういった施策につきましてはスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、この間3年間続けてきたこの制度をこのままでいいのかどうなのか、この辺についてはしっかり庁内で議論させていただきたいというふうに思っているところでございます。

**○高橋（克幸）委員**

**◎公共施設再編計画について**

一般質問で質問いたしました公共施設の再編計画について何点か伺いたいと思います。

なかなか文字面で追うのは難しいと思いますので、市で出している公共施設等マネジメントの体系、この資料1というものです、これについて少し確認をさせていただきたいと思います。現状は、平成30年度から31年度にかけて、①から⑦までありますけれども、現状はどこにあるのかお示してください。

**○（財政）中津川主幹**

私どもの今策定しております公共施設等の個別施設計画についてなのですが、計画策定期間というのはこの資料でござんのとおり平成29年度から32年度となっており、令和2年度までということになっております。一応、昨年に再編対象施設の選定を行いまして、施設の再編方針や再編手法の検討というのを行ってまいりました。31年度に入りまして、今定例会において対象施設における再編素案の報告というものをさせていただくことになってございましたが、小樽商業高校の関係もございまして、今その有効活用策をまた改めて検討していかなければならないというようなことございまして、再編素案の報告を次回の第3回定例会の議会で報告させていただくことになりました。現在、再編素案の策定というところを行ってございます。

**○高橋（克幸）委員**

「④対象施設における再編素案の策定」が第3回定例会ということですね。それで、隣にある「⑤公共施設の再編に関するロードマップの検討」というのはもう終わられているのですか。

**○（財政）中津川主幹**

ロードマップというものについてなのですが、令和2年度に長寿命化計画というのを策定させていただくことになっております。一応、今年度中に、再編対象となっている施設、どこどこの施設をどのように集約化したりとか、あるいは複合化したりとか、こういった計画を策定するのが再編計画なのですけれども、これの実際の実施計画に当たります長寿命化計画、これは再編施設の整備時期ですとか、そういったものをいつどの施設をやるのかというような計画になりますので、これは来年度策定していくということで考えております。

**○高橋（克幸）委員**

長寿命化計画を策定するものなかなか大変かというふうに思います。まず、再編計画を今つくっているということで、私もいろいろ参考にしようということで日高市の公共施設長寿命化計画をずっと読んでおりました。大体これで120ページ近くあります。これくらいのさまざまなデータ、それからグラフも含めて根拠あるものをつくっていかなければならないというのは大変だなというふうには思いますけれども、必要なことですので。

最後に確認したいのは、長寿命化計画、これによりますと公共住宅と学校は別になっているのですけれども、これは、公共住宅は建設部でつくっている計画を踏襲するというでいいのか、学校はまた別につくるのか、ここ

を確認させてください。

○（財政）中津川主幹

委員がおっしゃいましたとおり、公営住宅は公営住宅で長寿命化計画というのもまた作成しておりますし、学校は学校の再編の計画といたしますか、そちらの計画がございますので、私どもが今策定しております公共施設の再編計画というのはこういったものを除いた形での計画というふうになっております。

ただ、実際に再編計画を行っていく上ではいろいろな費用だとかという部分がかかってきますので、そういった費用の平準化というのも考えていかなければなりませんので、最終的には他のプランの状況も整合性を図りながら実施をしていくという形になると考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。